

第3編

基本計画

第1章 部門別計画

1 にぎわいと活気のあふれるまち（産業）

【施策の体系】

（1）農林業の振興

○農業・農村の振興

- ① 農業生産の振興
- ② 多様な担い手の育成・確保
- ③ 農村の多面的機能の発揮
- ④ 農業生産基盤の整備
- ⑤ 高度情報化の推進

○林業の振興

- ① 森林資源の保全と活用

（2）商業の振興

- ① 地域商業の均衡ある発展の誘導
- ② 商店街活性化の促進
- ③ 商業者の経営基盤の強化

（3）企業の振興

- ① 企業立地の促進
- ② 中小企業の経営基盤の強化

（4）観光の振興

- ① 観光資源の活用の推進
- ② 観光イベントの充実
- ③ 観光客誘致の推進
- ④ 母畑レークサイドセンターの利用促進

（1）農林業の振興

【現状と課題】

近年の農業を取り巻く環境は、粗生産額や農業所得の低下に一定の歯止めがなかったものの、労働生産性や土地生産性が依然として低く、地域農業の弱点は克服されていません。

また、農業の担い手は、高齢者や女性への依存傾向が強まっており、後継者の不足から農村組織の自治機能が低下し、地域リーダーの育成・確保が困難になっています。

さらに、耕作放棄地が年々増加していることから、その対策として園芸生産振興を大きな取り組み課題と位置づけ推進していますが、価格低迷の影響により伸び悩んでいる状況です。

このような中で、農業の発展を図るためには、消費者ニーズの多様化や高品質化等に対応した「誇りと希望の持てる農業」を基本に据え、地域の特性や利点を活かした「良質・安全な米及び生鮮農産物の供給を担う首都圏近接産地」と位置づけ、地域の諸問題を解決しつつ、その実現に取り組む必要があります。

また、担い手の育成・確保のあり方や地域農業振興策、マーケティング戦略や豊富な農村資源を活かした地域循環型農業、農村の活性化など目指すべき基本方向と戦略的課題を明確化し、「食料・農業・農村基本計画」の見直しや新たな農業助成制度の動向に留

意し、従来の全国一律の方式から、地域の独自プランを提案し、助成を得る手上げ方式に移行されつつあり、地域合意形成や意思反映システム（※）形成を推進していくことが重要です。

一方、林業は経営規模も小さく、林業労働者の高齢化、後継者不足、生産基盤の立ち遅れなどの問題を抱え、木材の輸入による国内産木材の需要と価格の低迷など、厳しい環境にあり、林業農家の生産意欲の低下や労働力不足などにより森林管理が不十分な状況です。

林業は、林産物の供給だけでなく、地球温暖化防止、国土保全、水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を発揮することから、これら森林資源の保全のため、町の森林整備計画に基づいて、林道の整備や造林、保育、枝打ち等への取り組みを奨励し、林業振興事業を推進する必要があります。

※ 意思反映システム：国や県の事業に対して、独自の提案をして事業化するシステムを言います。

【施策の方向】

石川地方農業振興計画（アグリプラン21）を基本に、「誇りと希望の持てる農業」の確立を図るため、高品質農産物の産地形成と農用地の利用集積による経営合理化の推進、効率的・安定的な農業経営体を核とした収益性の高い農業により労働生産性、土地生産性を高め、本町の農業・農村の健全な発展をめざします。

林業では生産基盤を整備し、生産性の向上を図ると共に、地球温暖化防止、森林のもつ多面的機能の発揮、病虫害被害防止、森林資源の保全及び確保を図ります。

【施策の概要】

○農業・農村の振興

①農業生産の振興

・水田農業の振興

農業者・農業者団体が主役となる「米政策改革大綱」を踏まえ、「地域水田農業ビジョン」の趣旨と方向を的確に捉え、地域営農システムの構築と「あぶくま太陽米」の生産振興を図ります。また、安全・良質の米づくりと他産地と競合できる低コスト生産の普及拡大に取り組み、環境にやさしい米づくりや地産地消をめざした米粉の利用促進、さらに稲発酵粗飼料や飼料米の生産を推進しながら、契約栽培や産地集中精米の推進など消費者、実需者（※）に喜んで購買してもらえる米づくりを推進します。

※実需者：小売・卸売業者、加工業者、外食業者などを言います。

・園芸作物の振興

大消費地近接産地という有利な立地条件を活かすこともできる園芸品目（野菜・果樹）を戦略作物に位置づけその振興・活性化に取り組みます。具体的には、高齢者、女性農業者に適した品目選択と支援や新規品目導入・拡大、遊休農地への果樹品目導入拡大、グリーンツーリズム（※1）導入のための観光果樹園の育成、冬期収穫に適したパイプ

ハウスの導入・拡大、価格安定制度の加入品目拡大と安全な園芸農業を推進するためトレーサビリティシステム（※２）の構築など生産意欲の喚起と、きめ細かな栽培技術指導により振興を図ります。

さらに、スーパーや個別の実需者との直接取引を拡大し、直売所との連携強化を図りながら、農産物加工センターの設置検討を行ないます。技術対策では、低コスト化を推進するため省力技術の開発、普及、資源循環システムの構築と土づくり、さらには廃プラスチックリサイクル事業の取り組みと技術指導の充実・強化を図ります。

※１ グリーンツーリズム：農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅を言います。

※２ トレーサビリティシステム：スーパー等に並んでいる食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者の皆さんがいつでも把握出来る仕組みのことです。

・畜産の振興

低コスト生産・高品質化等による経営体質の強化、優良雌牛の育成や遊休農地や転作水田（稲発酵粗飼料や飼料米等）の活用による粗飼料の自給体制の確立、家畜防疫の充実、衛生対策を徹底します。また、計画的な家畜排せつ物処理施設の整備や地域内堆肥利用循環システムの確立、「福島県産いしかわ牛」のブランド確立のためのPRや飼養頭数の増頭推進、飼養管理ヘルパー体制の構築、担い手確保のための事業を推進します。

②多様な担い手の育成・確保

・認定農業者などの育成

地域農業の中心的担い手である認定農業者などを育成し、経営規模拡大と生産性の向上を図るため、各種研修会への参加及び情報化の普及推進に努めます。

また、意欲的な担い手へ農用地の利用集積が図られるよう、農地流動化推進員の活動の充実を図ります。

・女性農業者の育成、高齢者・定年帰農者活動の促進

地域農業を支えている女性農業者が持つきめ細やかな能力を十分発揮し、積極的に意見が反映できる条件整備と実践活動を支援します。

また、シルバー人材センターに登録されている高齢者や定年帰農者などを活用した総合的な活動を促進します。

・新規就農者対策の推進

就農に際して将来の展望が図られるような農業・農村の条件整備を進め、農業団体等と連携した長期継続的な支援体制を確立し、青年農業者やUターン・Iターン農業者など新規就農者の誘導に努めます。

・集落営農組織等の育成

低コスト、農作業の省力化を推進し、収益性の高い農業経営と集落環境等の整備、

地域農業の維持・発展を図るため、地域及び営農の実態などに応じたあぶくま式地域営農システム（※）を構築します。また、経営体として整備された集落営農組織については、農業法人化への誘導に努めます。

※ あぶくま式地域営農システム：地権者の組織による農用地利用改善団体の育成と中核的担い手の組織化による作業受託等の効率化及び集落ぐるみで取り組みを進める営農組織の育成を図るシステムを言います。

③農村の多面的機能の発揮

・農村の多面的機能の維持・遊休農地の有効活用

農村の持っている国土保全機能・水源のかん養機能・良好な景観形成など多面的機能を維持するため、「中山間地域等直接支払交付金制度」「農地・水・環境保全向上対策」などを活用し、地域連携のもとに遊休農地の多樣的利用を推進します。

また、事業区域内や中山間地域などの耕作放棄の防止、遊休農地の中でも要活用農地の有効活用を図るため、土地利用型農業や畜産の放牧利用、集落営農の中での導入作物利用等を推進します。

・グリーンツーリズムの推進

都市住民や消費者との交流、観光、農産物の販売、森林の機能保全、二地域居住などとの効果的な連携を図る「都市住民の憩いの場」として、農村地域を愉（たの）しむ滞在・体験型の余暇活動を推進し、体験農業の受け入れや農産物の直接販売などによる農家所得の確保により地域農業の活性化を図ります。

④農業生産基盤の整備

・有機リサイクル処理

畜産農家における家畜排せつ物の適正処理及び間伐材や落ち葉等の森林資源の有効活用、更には農業生産の中での稲わらや籾殻の有効活用を図るため、有機リサイクル処理施設等の整備を図ります。

・ほ場整備事業の推進

高率補助事業を取り入れ、受益者の負担を軽減することで、大型機械の導入と農業経営の合理化及び農地の集積化で生産性の向上と省力化を図り、ほ場整備事業の推進と直播栽培の拡大を推進します。

⑤高度情報化の推進

農業技術情報の高度化、多様化に対応するため、農業団体や関係機関と連携を図り、技術経営の指導と経営の合理化、効率化を図るための情報化を推進します。

○林業の振興

①森林資源の保全と活用

森林は、水源かん養や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、貴重な動植物の生息、やすらぎや憩いの場所の提供など、多様な公益的機能を果たしていることから、森林資源の保全に努めるとともに、資源としての循環的利用についての理解を推進し、生産基盤の改善、地元産材の利活用、森林環境教育の普及促進、森林整備・保全意識の醸成を図ります。

また、広葉樹林や天然林の保育などの整備を推進し、自然景観、水資源の確保、土砂災害防止など、森林の持つ公益機能の保全と活用、更には、地球温暖化防止に努めます。

【主な実施事業】

- ・ 中山間地域等直接支払交付金事業
- ・ 農地の水、環境保全向上対策
- ・ みのりの農地総合再生事業
- ・ 地域特産品育成事業
- ・ 森林整備及び森林環境教育の推進
- ・ 造林保育事業の促進

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
認定農業者数	農家経営の安定化を図る	人	57	63	73
集落営農組織数	地域農業の振興を図る	集落	3	9	14
森林整備面積	人工林の造林、保育を進める	ha	47	50	53

(2) 商業の振興

【現状と課題】

現在、本町の商業は、双里地区や長久保地区における中型小売店舗による商業集積が進んだことにより、既存商店街の活力が低下している状況にあります。

中心市街地は、長い歴史の中で町民の生活や文化を育み、地域経済やまちづくりを支えてきたことから、賑わいを取り戻し、魅力ある中心市街地としての再生が求められています。

そのためにも、消費者の多様なニーズを的確に捉えた商業スタイルへの移行やサービスの向上など、経営体質の改善や、人々が集い合えるコミュニティ機能を充実させた魅力ある商店街の形成を図る必要があります。

【施策の方向】

賑わいのあるまちづくりをめざし、商業核の形成や商業基盤の強化を進め、経済環境の変化や消費者ニーズに柔軟に対応できる魅力と活力ある商業の活性化を図ります。

【施策の概要】

①地域商業の均衡ある発展の誘導

多様な消費者ニーズや高齢者の増加に的確に対応するため、日常生活にかかわりの深い商店街と郊外の中型小売店舗との機能分担と相互連携による地域商業の均衡ある発展を目指します。

②商店街活性化の促進

日常生活に欠くことのできない商店街の活性化を図るため、コミュニティの場としての商店街づくりを促進します。また、中心市街地については、個性的で魅力ある中心市街地づくりに向けたまちづくり活動と商業活性化の一体的な取り組みを進めます。

更には、新たな商業の創出による市街地活性化を図るため、空き店舗の活用やコミュニティビジネス（※）など創業、起業の支援に努めます。

※ コミュニティビジネス：町民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

③商業者の経営基盤の強化

商工会と連携して、各種融資制度や経営相談などの充実に努め、中小企業者の経営基盤の強化を支援します。

【主な実施事業】

・ 中小企業経営合理化資金貸与事業 ・ 空き店舗、空き地の利活用事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
中心市街地空き店舗 の活用	商業の活性化	店舗	1	3	5
桜カード加盟店数	商業の活性化	店舗	96	100	105

（３）企業の振興

【現状と課題】

本町では、これまで常磐郡山地区新産業都市や郡山地域テクノポリスの指定地域としての優位性を活かし、現在１８社の誘致企業が立地して町の経済発展と町民生活の向上に大きな役割を果たしています。

本町の工業の現況は、平成１８年度において事業所数６５、従業員数１，８３４人、

製造品出荷額は307億円となっています。

企業の立地は、若者の就労機会の拡充と町民所得の向上、若者の定住化等による人口流出の歯止めに大きな効果が期待されることから、地域経済に波及効果を期待できる優良企業の誘致を図る必要があります。

また、既存企業においては、経営基盤の強化や独自技術の開発、高度情報化への対応などに積極的に取り組むことが求められるほか、農産物などの地域資源を活用した新たな加工品の開発等も進めていく必要があります。

【施策の方向】

地域経済の自立的な発展のため、企業誘致や創業支援などによる新産業の創出と中小企業の経営基盤の強化を進めます。

【施策の概要】

①企業立地の促進

地域経済の発展に向けて、誘致活動の強化に努め、雇用の拡大や新産業の創出など、地域経済への波及効果を期待できる優良企業の誘致を促進します。

②中小企業の経営基盤の強化

経営診断や各種融資制度、セミナーの充実など商工会と連携して中小企業の経営改善、人材育成や販路拡大の支援に努め、中小企業の振興と産業の流出防止を図ります。

【主な実施事業】

- ・ 中小企業の育成支援事業
- ・ 企業と行政の情報交換

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
誘致企業件数	雇用の確保	社	18	20	22

(4) 観光の振興

【現状と課題】

本町は、ラジウム含有量東北一を誇る母畑温泉や猫啼温泉などの温泉をはじめ、春には見事に咲き誇る今出川・北須川沿いの桜並木をはじめとする自然、和泉式部生誕の地、自由民権運動発祥の地としての歴史、日本三大鉱物産地の一つとして学術的評価の高い鉱物など、多様な資源に恵まれています。

そのような中で、平成18年度に、温泉施設を中心に約32万人の観光客が訪れていますが、鉱物をはじめとする自然資源や歴史資源については、十分に生かされているとはいえない状況にあります。

近年、観光客のニーズも多様化・個性化し、グリーンツーリズムや体験型の観光など

に関心が高まっています。さらに、観光人口に大きなウエートを占める高齢者等に対応した観光のあり方や、施設整備の配慮が求められています。また、町内の観光資源を活用した特色あるイベントや広域観光コース等の提供が求められています。

【施策の方向】

観光資源の整備、観光イベントの充実に努めながら、観光資源の有効な活用を図り、温泉資源を生かした滞在型の魅力ある観光地を目指し、観光客の誘致を推進します。

【施策の概要】

①観光資源の活用の推進

既存の観光資源の連携を図ると共に名所旧跡などの新たな観光資源の発掘と活用を図ります。

②観光イベントの充実

自然、歴史、文化などの地域特性を活かしたイベントの開催をはじめ、町民による新たなイベントの創出に取り組みます。

③観光客誘致の推進

インターネットの活用などにより、観光情報を積極的に発信するとともに、関係企業や関係団体と連携して観光客の誘致を進めます。

④母畑レークサイドセンターの利用促進

母畑レークサイドセンターの環境や設備を活かし、効果的な利用促進を図ります。

【主な実施事業】

- | | |
|--------------|--------------|
| ・ 広域観光連携事業 | ・ 観光PR事業 |
| ・ さくら保全・管理事業 | ・ さくらの杜づくり事業 |

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
交流人口者数	交流人口の増加による観光振興	人	34万	35.5万	50万
今出川・北須川の老朽桜の管理・保全	資源の有効活用による観光振興	本	100	500	1,000
桜の名所づくり (植栽)	新たな観光資源の創出	本	100	500	1,000
観光物産情報のホームページアクセス数	観光物産情報の発信による観光振興	件	2万	4万	6万

2 健やかで人にやさしいまち（保健・福祉・医療）

【施策の体系】

- | | |
|-----------------------|---|
| （１）地域福祉の推進 | ① 地域福祉推進体制の充実
② 相談支援体制の充実
③ ボランティアセンターの充実
④ 生活援護の充実
⑤ 消費生活の向上 |
| （２）児童福祉の充実 | ① 親と子の健康づくりの推進
② 子育て支援体制の充実
③ 子育て家庭への経済的支援
④ 地域における子育て支援の充実
⑤ 子どもの健全育成と教育 |
| （３）障がい者福祉の充実 | ① 相談支援体制の充実
② 地域での生活の場の確保
③ 在宅サービスの充実
④ 地域生活への移行促進
⑤ 社会参加の促進
⑥ 一般就労の促進 |
| （４）高齢者福祉の充実 | ① 自立生活支援の推進
② 生きがい対策及び社会活動事業の推進
③ 施設運営の支援 |
| （５）人権尊重・男女共同
参画の推進 | ① 人権尊重の推進
② 権利擁護事業の推進
③ 男女共同参画社会の形成 |
| （６）保健・医療の充実 | ① 思春期保健、性教育の充実
② 乳幼児期からの健康づくりの推進
③ 生活習慣病予防の充実
④ 感染症予防事業
⑤ こころの健康支援事業
⑥ 適正な医療体制の整備
⑦ 介護予防事業の推進 |
| （７）保険制度の充実 | ① 介護保険制度の充実
② 国民健康保険制度の充実
③ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の充実 |

(1) 地域福祉の推進

【現状と課題】

急速な少子高齢化、核家族化の進行や家族形態・生活形態の多様化に加え、プライバシー意識の高まりなどから、地域での交流やつながりが希薄化、消極化し、家族や地域で支えあう機能が弱まってきているといわれています。このような中、福祉に対する要望は複雑化・多様化しており、これらニーズに応えるためには施策の充実に加え、住民自らの福祉活動の展開による地域福祉力の向上が求められています。

【施策の方向】

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに地域福祉を推進する体制の充実を図ります。

【施策の概要】

①地域福祉推進体制の充実

家庭や地域で共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、行政・関係機関・地域住民との協働による地域福祉ネットワーク事業を推進します。

②相談支援体制の充実

公的機関や民間事業者等との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実と適切なサービスの提供に努めます。

③ボランティアセンターの充実

地域課題の解決や公的サービスの補完などに重要な役割を担うボランティア（※）活動の人材の育成・確保とともに、誰でも気軽に参加し自主的に運営・活動できるボランティアセンターの機能の充実を図ります。

※ ボランティア：報酬の有無に関係なく、自発的に自由意思でなんらかの奉仕行為などを行うことを言います。

④生活援護の充実

ひとり親家庭、寡婦(夫)、低所得者などにおける生活の安定と自立を促すため、地域や関係機関が連携して、生活相談や生活指導を行なうとともに貸付制度をはじめ各種援護制度の適切かつ効果的な活用に努めます。

⑤消費生活の向上

消費生活における被害の未然防止と消費者の自立促進のため、一人ひとりが主体的かつ適切に判断できるよう、情報提供と消費者教育に努めるとともに、消費者に関する相談など消費者保護対策に努めます。

【主な実施事業】

- | | |
|---------------|----------------|
| ・ 総合相談支援事業 | ・ 地域福祉ネットワーク事業 |
| ・ 認知症高齢者見守り事業 | |

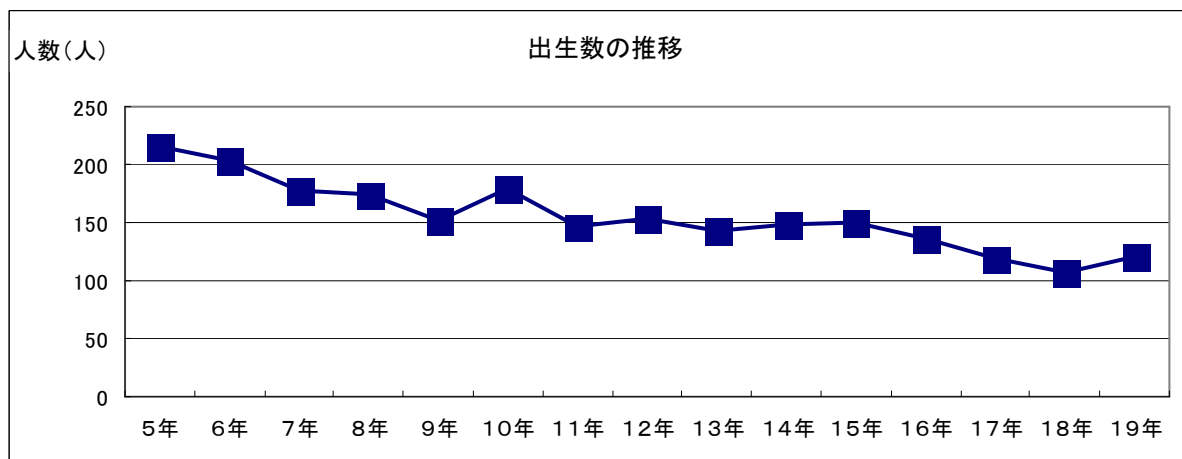
【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
認知症サポーター数	認知症高齢者の理解者を増やす	人	400	1,000	1,800
ボランティア登録団体数	ボランティア活動の充実を図る	団体	13	25	35

(2) 児童福祉の充実

【現状と課題】

晩婚化や出生率の低下等による少子化の進行は、労働人口の減少に伴う経済活力の低下や社会保障費用の現役世代の負担増大など、社会経済全体に深刻な影響を与えるほか、社会面における家族・子ども・地域への影響を及ぼすことが懸念されます。また、核家族化が進展する中、子育てが孤立するなど子どもを取り巻く環境が厳しく変化していることから、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育つことのできる環境の整備が求められています。



【施策の方向】

従来の子育てのための施策に加え、子をもつ親の働き方の見直しや子どもの自立を促す施策など、広い範囲での支援が必要となることから、行政・地域・企業などがそれぞれの役割を担いながら、安心して子育てができるまちづくりを目指します。

【施策の概要】

①親と子の健康づくりの推進

母親の妊娠・出産から新生児期を経て学童・思春期を迎えるまでの子どもの健やかな成長を促すため、保健センター、保育所、幼稚園、小・中学校等のそれぞれが情報を提供しあい、つながりが途切れることのない体制づくりを進めます。

②子育て支援体制の充実

核家族と女性の社会進出が進む中、子育てと仕事の両立支援ができる各種の保育サービスを充実させるとともに、小学校低学年の児童が、放課後安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

③子育て家庭への経済的支援

少子化を招いている要因のひとつとして、子育てに伴う経済的負担感が大きいことから、児童手当の支給や低所得世帯への保育料の軽減、乳幼児医療費の助成とともに、これら制度の受給資格など積極的な情報の提供に努めます。

④地域における子育て支援の充実

子育てをめぐる環境が厳しくなる中で、家庭の子育て機能が低下していることから、親として果たすべき役割や責任を啓発するとともに、地域や行政が協力して社会的な子育て支援を推進します。

⑤子どもの健全育成と教育

いじめや非行、不登校、引きこもり等が社会問題となっていることから、学校と家庭、地域の連携を強化し、社会全体で子どもの健全な成長を見守り、支援していく体制づくりを進めます。

【主な実施事業】

- ・乳幼児健診
- ・保育サービス
- ・放課後児童クラブ
- ・地域の子育て応援事業
- ・子育て世代応援事業
- ・子どもの健全育成応援事業

(3) 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

障がい者等の状況は、高齢化の進行による重度化・重複化傾向のほか、社会環境の激変による職業生活や日常生活上の様々なストレス、薬物の氾濫等の原因による精神障がい者が増加しています。更に、地域社会の理解不足、対応の遅れによる不登校・引きこもり・いじめや非行といった二次障がいの問題も発生していることから、これらに対する対応が必要となっています。また、障がい者等の家族においても高齢化・核家族化など家族形態の変化に伴い、家庭の介助・援護が低下するなど、障がい者等を取り巻く環境は大きく変化しており、これらへの対応が課題となっています。

【施策の方向】

障がいのある人が家庭や地域の中で自立し安心して暮らすことができるよう、ノーマライゼーション（※）の理念のもと、地域住民や福祉関係者との連携・協働による支援体制の整備とともに、福祉、保健、医療、教育、雇用などの分野にわたる施策を推進し、障がい者の生活の自立や社会参加を促進します。

※ ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方を言います。

【施策の概要】

①相談支援体制の充実

多様化する福祉ニーズとこれに対応する福祉サービスが複雑となっている中、障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、行政機関の相談機能強化とともに、専門的な相談機関による相談支援体制の整備を図ります。

②地域での生活の場の確保

住み慣れた地域において生活を送るための日常生活を支援するサービスの提供とともに、地域での居住の場の確保や地域住民による支援体制の整備を図ります。

③在宅サービスの充実

障がいのある人一人ひとりが自分で望む生活を主体的に決定し、地域の中で安心して生活するため、日々の生活を支える様々な在宅福祉サービスの充実に努めます。

④地域生活への移行促進

施設や病院が生活の場となっている障がいのある人が住み慣れた地域に戻り安心して生活できるよう、地域の理解や協力のもとに、医療・保健・福祉関係機関の連携を図り地域への移行促進に努めます。

⑤社会参加の促進

障がいのある人にとって介助者の有無や障がいの部位・機能により外出等の活動や社会参加そのものが制限される傾向にあることから、社会参加のできる環境づくりのための支援体制の整備を図ります。

⑥一般就労の促進

障がいのある人が仕事を持ち社会的・経済的に自立できるよう、企業等への障がい者雇用の理解を求めるとともに、企業等と協力して働く意欲や能力に応じた働きやすい環境の整備及び関係機関の連携による就労支援体制の整備を図ります。

【主な実施事業】

- | | |
|------------|--------------|
| ・訪問系サービス事業 | ・日中活動系サービス事業 |
| ・居住系サービス事業 | ・地域生活支援事業 |

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
ケアマネジメント 従事者の養成	障害者の自立を支援する	人	2	4	6
障がい者への 就労支援	障がい者の社会的・経済 的な自立をめざす	人	1	5	10

（４）高齢者福祉の充実

【現状と課題】

少子高齢化の急速な進行により、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯が増加しており、地域全体での見守りや支え合いが重要となっています。また、高齢者の多くは、家庭内または社会的にも役割が変化し社会参加の機会が減少していることから、生活意欲の低下につながる結果となっています。

このため、高齢者が健康で生活できるよう、生きがい対策を推進するとともに、高齢者の社会参加や、就業機会の拡充を図る必要があります。また、長年住み慣れた地域での生活を維持するため、自立生活対策の各種サービスや生活支援とともに介護予防の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

高齢者が家族とともに、あるいは一人暮らしや高齢者のみの世帯でも、在宅生活が継続できるよう自立生活の支援に努めると共に、元気高齢者育成のため、仲間との交流や長年培った知識、経験を活かし社会活動に参加することや、趣味等の生きがい対策を推進します。

【施策の概要】

①自立生活支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、緊急通報体制や在宅生活を支援するホームヘルパー等による家事援助サービスの提供等により高齢者の生活支援の充実に努めます。

②生きがい対策及び社会活動事業の推進

高齢者の豊かな知識、経験、技能を活かした就業機会の確保、農産物の生産及び直売所への出荷、老人クラブ、地域のサロンづくりへの支援等により、生きがい対策及び社会活動参加を推進します。

③施設運営の支援

多様化する高齢者ニーズに対応したサービスを提供するために、既存の福祉施設の運営の充実を図るとともに、管内の特別養護老人ホーム施設運営の支援に努めます。

【主な実施事業】

- ・ 自立継続サポート事業
- ・ 緊急通報システム運営事業
- ・ 老人クラブ助成事業
- ・ シルバー人材センター運営支援
- ・ 高齢者地域サロンづくり支援

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
シルバー人材センター登録者数	高齢者の生きがいづくり	人	81	90	100
老人クラブ会員数	高齢者の交流の促進	人	1,522	1,700	1,900
高齢者地域サロン	高齢者の交流の促進	箇所	15	25	35

(5) 人権尊重・男女共同参画の推進

【現状と課題】

社会の多様化とともに、人権や尊厳に対する意識が高まる中、依然として家庭、学校、地域社会など社会生活の様々な局面において、性別による固定的な役割分担、偏見、虐待、DV（※）、いじめなど、表面化しにくい人権侵害がなお存在しています。

このため、すべての人が自他の尊厳を認め、それぞれの違いを個性として尊重する社会の実現を目指し、人権教育や啓発をはじめ、あらゆる分野で人権の視点に立った取り組みが必要です。

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）：同居関係にある配偶者（内縁関係を含む。）、両親、子、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力のことを言います。

【施策の方向】

障がい者をはじめ、高齢者、児童、女性、ひとり親家庭、その他社会的に弱い立場におかれている人々が安心して生活できるよう、「生命の尊重」「個人の尊重」といった人権尊重の精神を育むとともに、一人ひとりの人権が保障される環境の整備に努めます。

【施策の概要】

①人権尊重の推進

差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重された社会をつくるため、様々な場を通じて人権教育、人権啓発の推進に取り組むとともに、関係機関との連携を強化しながら人権被害者に対する相談体制の充実および救済に努めます。

②権利擁護事業の推進

意思決定能力や身体能力の低下した認知症等高齢者や障がい者などが地域で安心して自立生活を送れるよう、福祉サービスの利用や金銭管理、援助、財産の保全など、権利擁護事業や成年後見制度の利用を進めます。

③男女共同参画社会の形成

家庭・学校・地域・職場など社会のあらゆる分野において、女性と男性が対等にそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう「いしかわ男女共同参画プラン」を着実に推進するとともに、男女共同参画が可能な環境の整備を進めます。

【主な実施事業】

・ 権利擁護推進事業

・ 男女共同参画推進事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
女性が参画する審議会等の割合	意思決定過程への女性の参画の推進	%	72.2	85.0	100

(6) 保健・医療の充実

【現状と課題】

近年、思春期の子どもたちの性の現状は憂慮すべき状況にあり、子どもたちに性や命の大切さ、生きることの意義を伝えていく必要があります。

また、複雑な人間関係や時代を反映して、こころを病んでいるひとが増える状況にあり、早期に発見し相談や治療ができる体制を整備する必要があります。

なお、本町の死亡原因をみると、悪性新生物、心臓疾患、脳血管疾患等いわゆる生活習慣病での死因が7割を占め、また、これらでの医療費も高い状況にあることから、健診や保健指導を充実し、介護予防事業を推進することで、それぞれが自立した健康的な生活を送ることができるように、乳幼児から成人・高齢者にいたるまでの一生涯を通じ、こころとからだの健康づくりを推進していくことが必要です。

【施策の方向】

妊婦、乳幼児、学童、成人、高齢者と一生涯を通じた健康づくりを推進するため、ライフサイクルの全てにおいて、母子保健、学校保健、社会教育、生涯学習、成人保健等あらゆる機会を通じ、町民全ての健康づくりを支援します。

また、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、必要な医療が整っていることも重要です。医療機関や関係者と医療のあり方について検討していきます。

さらに、“活動的な85歳”をめざし、元気な高齢者を増やすために、介護予防事業を推進し、自立した健康的な生活が送れるよう支援します。

【施策の概要】

①思春期保健、性教育の充実

学校保健、家庭教育等の連携のもとに、思春期教育、性教育の充実を図ります。

②乳幼児期からの健康づくりの推進

妊婦、乳幼児期、学童から成人までのライフサイクルの全てにおいて、生涯学習や社会教育、学校保健と連携し、町民全ての健康づくりを支援します。

③生活習慣病予防の充実

健康的な日常生活を送ることができるため、健康診断や保健指導の充実を図ります。

④感染症予防事業

疾病の発生を抑え、蔓延を防ぐため、感染症に関する正しい情報の提供、検診・予防接種の充実を図ります。

⑤こころの健康支援事業

こころや様々な悩みに柔軟に対応できるよう、総合相談体制の整備と充実を図ります。

⑥適正な医療体制の整備

必要な時に必要な医療が受けられるよう、関係機関と連携し、適正な医療体制の整備・充実に努めます。

⑦介護予防事業の推進

特定高齢者・一般高齢者に対する介護予防施策を推進し、元気な高齢者を増やします。

【主な実施事業】

- ・小中高校における思春期教育
- ・妊婦・乳幼児健康診査、各種教室
- ・“こころ”を含めた総合相談体制
- ・結核検診、各種予防接種
- ・保育所、小中高校での生活習慣病予防の健康教育
- ・各種がん検診、特定検診・特定保健指導、人間ドック等
- ・特定高齢者・一般高齢者の介護予防事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
がん死亡者数	がん検診実施項目でのがん死亡者を減らす	人	22	15	10
脳血管死亡者数 (うち70歳以下)	若い年代での脳血管死亡数を減らす	人	17 (5)	12 (5)	7 (5)
特定健診受診率	受診率を上げる	%	45.0	65.0	70.0
高齢者事業参加者数	元気高齢者を増やす	人	2,296	2,800	3,300
AEDの設置台数 (民間施設を除く)	緊急時の対応として設置台数を増やすとともに救急法の講習会を実施する	台	2	13	20
こころの相談会の実施	こころの相談が出来る機会の拡充	回	4	6	8

(7) 保険制度の充実

【現状と課題】

- 介護保険制度は、平均寿命の伸長とともに介護を必要とする高齢者が年々増えていることから、介護サービス利用による給付費は増加の一途を辿っています。このため、サービス基盤の整備や保険制度の周知に努めるとともに、保険制度の安定的な運営を図る必要があります。

・ 介護保険 要介護認定率の推移

(各年度4月1日現在)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
65歳以上高齢者数 (人)	4,587	4,684	4,721	4,788	4,853
要支援・要介護者数 (人)	472	536	594	652	674
要介護認定率 (%)	10.3	11.4	12.6	13.6	13.9

- 国民健康保険制度は、医療費が年々伸びている状況にあることから、被保険者の健康増進等により医療給付を抑制するとともに、医療費の適正化や収納率の向上により、保険財政の健全化が必要です。

・ 国民健康保険 一般被保険者医療費の推移

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
年間平均一般被保険者数 (人)	5,408	5,452	5,399	5,201	5,000
医療費 (千円)	871,675	1,019,141	1,002,504	1,082,322	1,087,417
一人あたり医療費 (千円)	161	187	186	208	217

- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、平成20年4月に創設された制度であることから、被保険者に対し必要性を周知すると共に、制度の普及・啓発に力を入れていく必要があります。

【施策の方向】

- 介護保険制度については、要介護者が安心して自立した生活を続けられるよう、保険制度の安定した運営を図るため、要介護認定の適正化や公平公正な保険料の賦課徴収に努めます。
- 国民健康保険制度については、保健事業の充実による健康増進を図り、医療給付の抑制や医療費の適正化により保険財政の健全化を図ります。
- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、被保険者に対し制度の普及、啓発に努めます。

【施策の概要】

①介護保険制度の充実

多様化する要介護者のニーズに的確に対応するため、介護のサービス基盤を計画的に整備するとともに、公平性と客観性を確保し、適正な介護認定と給付費の適正化を図ることで良質なサービスの提供に努めます。

また、的確な利用推計により保険料の適正化に努めるとともに、保険制度を安定的に運営するため、収納率の向上に努めます。

②国民健康保険制度の充実

被保険者の健康増進により医療費の抑制を図るとともに、医療費の適正化や収納率の向上により、保険制度の安定化と保険財政の健全化に努めます。

③長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の充実

保険制度の健全な運営を図るため、被保険者に医療制度の必要性を周知するとともに、適正なサービスが利用できるよう制度の普及・啓発に努めます。

【主な実施事業】

- | | |
|------------|---------------|
| ・介護給付適正化事業 | ・レセプト点検事業 |
| ・医療費適正化事業 | ・歯科ドック等各種保健事業 |

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
要介護認定率	要介護者を増やさない	%	14.0	14.0	14.0
1人当たりの医療費	一人当たり医療費の伸びを抑える	千円	236	247	247
国保被保険者における歯科ドック受診者数	健康な口腔環境づくりをめざす	人	35	45	60

3 豊かな心と文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

【施策の体系】

- | | |
|----------------------------|--|
| （１）生涯学習の充実 | ① 生涯学習推進体制の整備
② 生涯学習機会の充実
③ 社会教育の充実 |
| （２）青少年の健全育成 | ④ 生涯スポーツの振興
① 家庭教育の充実
② 青少年活動の推進
③ 青少年健全育成環境の整備 |
| （３）学校教育の充実 | ① 地域に開かれた特色ある学校教育の推進
② 教師の指導力の向上と確かな学力の育成
③ 豊かな人間性の育成
④ 児童生徒の健康・安全確保の推進
⑤ 情報化教育と国際理解教育の推進
⑥ 施設整備・学習環境の整備充実
⑦ 学校統合の推進 |
| （４）文化の振興と文化遺産・
鉱物の保存・活用 | ① 芸術・文化の振興
② 文化財の保護・活用と愛護思想の高揚
③ 鉱物の展示と活用
④ 図書利用環境の充実
⑤ 町民文化の環境整備 |
| （５）町史編纂事業の推進 | ① 編纂体制の充実
② 学習活動の充実
③ 収集資料の保存と活用 |

（１）生涯学習の充実

【現状と課題】

多様化する社会の中で、生涯学習活動による自己実現を支援し、生きがいや新しい価値観を発見する学習機会の拡大（生涯にわたって、新しい知識、技能等を資格として取得するなど「学ぶ意欲」を支える講座の開設など）が求められています。また、関係機関と連携を図りながら、地域づくりや福祉などの取り組みと結びつけ、活動の楽しさや地域の豊かさが実感できる生涯学習のあり方が課題となっています。

【施策の方向】

「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学べる学習環境の整備に努めるとともに、学習の成果を地域社会に還元できるよう努めていきます。

【施策の概要】

①生涯学習推進体制の整備

学校、地域、民間団体などと連携を図りながら組織体制の整備に努めるとともに、生涯学習のまちづくり（※）につながる事業を推進します。また、町民一人ひとりの自主的・自発的な学習を支援するため、生涯学習の情報の提供や相談体制の充実を図ります。

※ 生涯学習のまちづくり：教育基本法に規定する生涯学習の理念として、豊かな人生を送ることが出来るように、生涯に亘って、あらゆる機会・場所で、個々に学べ、その成果を適正に活かすことが出来る社会が実現できるまちづくりを言います。

②生涯学習機会の充実

町民の多様化する学習ニーズに即した教室・講座を開設するとともに、社会教育施設の効率的な運営と活用を図り、適正な維持管理に努めます。

③社会教育の充実

社会教育団体や自主的な学習活動の育成・支援に努めるほか、各種研修会などを通してリーダーの育成に努めます。また、地域住民の協力を得た公民館活動を推進するとともに、現代的課題（※）や地域課題に即した事業、さらには地域の特性を活かした事業を推進します。

※ 現代的課題：少子高齢化、環境問題、コミュニティの希薄化など、今抱えている一般的な諸課題を言います。

④生涯スポーツの振興

町民が健康でいきいきと生活できるよう、各種スポーツ団体等と連携を図りながら生涯スポーツの振興に努めます。また、スポーツやレクリエーション指導者の育成に努めるとともに、体育施設の効率的な運営と活用を図り、適正な維持管理に努めます。

【主な実施事業】

- | | |
|-----------|-----------|
| ・生涯学習推進事業 | ・社会教育推進事業 |
| ・スポーツ振興事業 | |

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
自主運営のサークル数	町民の自主学習環境を整備	団体	118	124	130
生涯学習ボランティア講師登録数	町民の学習環境を整備	人	15	20	25
総合体育館日中利用者数	スポーツの振興	人	500	850	1,200

（２）青少年の健全育成

【現状と課題】

近年、地域の教育的機能（※）の変化、青少年の生きがいや価値観の変化等、青少年を取り巻く社会的状況が変わりつつある中で、多くの課題が新たに生まれてきています。

青少年の問題行動や規範意識の低下等が大きな社会問題になる中で、青少年の豊かな人間性と社会性を育み、自ら生きる力と将来に向けて夢と希望を持てるよう、地域全体で子どもを育成する環境づくりが課題になっています。

※ 地域の教育的機能：地域が一体となって、子どもたちを教え育てる機能。いわゆる地域教育力を言います。

【施策の方向】

家庭・学校・地域が連携を図り、青少年の「生きる力」を育みながら、健やかに成長できる社会環境づくりに努めます。

【施策の概要】

①家庭教育の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たすものであることから、家庭教育の支援を踏まえ、家庭教育力の向上に努めます。

②青少年活動の推進

青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、成長に応じた体験活動や社会参加活動を推進し、青少年の健やかな成長と「生きる力」を育みます。また、各種事業を通して、地域のリーダーを養成するとともに、青少年関係団体の活動を支援します。

③青少年健全育成環境の整備

健全な青少年を育成するため、地域や各種団体などと連携を図るとともに、大人の地域活動参画を推進します。また、青少年の安全対策や啓発活動などを通して、健全な社会環境づくりに努めます。

【主な実施事業】

- ・家庭教育推進事業
- ・放課後児童対策事業
- ・体験活動・ボランティア推進事業（生涯学習推進事業）

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
子育てボランティア 講師登録数	地域の教育力を高める	人	13	25	30
子育て支援受講者数	地域の教育力を高める	人	28	210	360

(3) 学校教育の充実

【現状と課題】

国際化・情報化・科学技術の発展・環境問題への関心の高まりや少子・高齢化等の様々な社会変化に対応した、新しい教育課程の編成と施設設備・学習環境の整備充実が求められています。

【施策の方向】

幼児教育と小・中学校教育、更には高等学校教育との連携を密にし、望ましい集団生活を通し、未来の社会の中で、たくましく「生きる力」を備えた人間形成を図ります。

そのため、学校においては「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、地域に理解と協力が得られるような「開かれた学校」づくりに努めます。また、「食育」を進め、自ら健康管理ができる指導に努めます。

【施策の概要】

①地域に開かれた特色ある学校教育の推進

学校評価制度の導入や地域人材の積極的な活用など、家庭や地域社会の人々の協力を得ながら、地域に開かれた特色ある学校教育の推進に努めます。

②教師の指導力の向上と確かな学力の育成

保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校間の交流学习等を推進し、幼児から児童への発達過程で生じる諸問題、同様に小学から中学へかけて、青年期特有の違和感から生じる諸問題の解消を図り、児童・生徒に確かな学力が保証できるよう努めます。

加えて、中学校と本町に設置されているふたつの高等学校との連携を図り、社会で意欲を持って活動できるよう、進路指導の充実を図ります。

また、教育委員会と各学校が連携し、各種研究発表会や学校公開等により、教師の指導力と人間性の向上に努めます。

③豊かな人間性の育成

「おじいちゃん、おばあちゃんへの手紙コンクール」を推進し、学校、家庭、地域の連携を強め、「心の教育・命の教育」を進めます。

また、郷土を愛する心情を育て、郷土に誇りを持てる人材を育成するために、「町の偉人」、「自由民権運動」、「鉱物」等について、小学生から郷土について学ぶ機会を設定し「郷土教育」を進めます。

④児童生徒の健康・安全確保の推進

朝食の欠食や孤食児童生徒の解消を目指し、学校、家庭が連携し、「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、実効ある取り組みとなるよう支援します。

また、学校への不審者侵入、登下校時の安全確保のために、学校毎に保護者や地域の諸団体と連携し組織した「見守り隊」の活動が、実効ある取り組みとなるよう支援します。

⑤情報化教育と国際理解教育の推進

光回線を活用した学校間コミュニケーションシステムやインターネットの積極的な活用により、情報化教育を推進します。また、国際交流員及び英語指導助手を配置し、国際社会への理解を深め、小学校における「英語教育」、中学校における英語の「コミュニケーション能力」の育成を図ります。さらに、広い視野に立って国際社会との関わりの中で生きることでできる人間の育成に努めます。

⑥施設設備・学習環境の整備充実

各学校の施設の計画的な整備に努め、安全性の確保とともに学習活動を充実させるなど、良好な教育環境を構築します。

⑦学校統合の推進

石川の子供の「生きる力」を育成するためには、教育の環境整備が必要なことから、町民意識の醸成を図りながら、町民意見を参考にし、学校の統合を推進します。

【主な実施事業】

- ・ 幼、小、中学校交流事業
- ・ 「心の教育・命の教育」推進事業
- ・ 学力向上推進事業
- ・ 国際交流員及び英語指導助手配置事業
- ・ 学習支援員、介助員配置事業
- ・ 学校統合推進事業

○ 町立小・中学校の状況

平成20年5月1日現在

学 校 名	学級数	児童生徒数
石 川 小 学 校	20	459
沢 田 小 学 校	6	116
野 木 沢 小 学 校	7	130
母 畑 小 学 校	5	54
中谷第一小学校	7	68
中谷第二小学校	4	42
山 形 小 学 校	4	21
南 山 形 小 学 校	5	39
小 学 校 計	58	929
石 川 中 学 校	19	489
沢 田 中 学 校	3	60
中 学 校 計	22	549

(4) 文化の振興と文化遺産・鉱物の保存・活用

【現状と課題】

本町の文化芸術活動は活発化している一方で、発表の場と情報の発信が乏しい状況にあることから、町民が積極的に文化芸術活動に参加しやすい環境を整備する必要があります。

また、本町に数多く存在する貴重な文化財・鉱物資源を、大切に保護・保存し次世代に継承するとともに、これらを活用したまちづくりが求められています。

【施策の方向】

多くの町民が芸術・文化に親しみ、生活の中に潤いとゆとりが持てるように多彩な文化活動を推進するとともに、貴重な文化遺産や豊かな自然資源を守り活用しながら、魅力あるまちづくりを創造します。

【施策の概要】

①芸術・文化の振興

町民が身近に文化活動を親しめる環境づくりを図るとともに、文化団体の活性化に努めながら、町民自らが創る文化活動を促進します。また、多種多様な優れた文化芸術活動を推進し、文化意識の高揚に努めます。

②文化財の保護・活用と愛護思想の高揚

郷土の文化遺産や自然資源を正しく理解し後世に継承するため、文化財や自然系資料の保護・活用を図るとともに、町民の意識啓発に努め、文化財愛護思想の高揚と郷土を愛する心の醸成を図ります。

③鉱物の展示と活用

歴史民俗資料館が収蔵・展示するペグマタイト鉱物資料は、県内随一であることから、日本三大ペグマタイト産地にふさわしい鉱物の展示と保存・収集の充実に努めるとともに、学校等の学習教材としての活用を図ります。

また、和久観音山鉱山跡の保存と併せ、鉱物採集や体験学習の活用に努めます。

④図書利用環境の充実

町民の多様な学習活動に応えるため、情報及び資料等の計画的な収集を図るとともに、蔵書検索システムの活用並びにインターネット等による公立図書館等との連携のもとに効果的な図書活動を展開します。

⑤町民文化の環境整備

町民が主体的に文化芸術活動に取り組めるよう、文化的環境の整備充実と支援・振興を図ります。

また、地域の文化財や自然資源を町民とともに保護・活用出来る環境づくりを推進し、活動拠点となる公民館や資料館の効率的な活用と適正な維持管理に努めます。

【主な実施事業】

・芸術文化振興事業 ・文化財保護活用事業 ・鉱物の常設展示及び特別展示

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
歴史民俗資料館入館者数及び講座等の受講者数	町の鉱物・歴史・文化への理解を深める	人	1,620	2,000	2,300
文化財講座等の受講者数	文化財への理解を深める	人	65	200	250
中央公民館図書室利用者数	町民文化の向上を図る	人	1,795	4,200	4,800
中央公民館図書貸出冊数	町民意識の向上を図る	冊	2,414	6,000	7,200
図書情報のデータベース化	図書利用の利便性向上	%	0	100	

※ 中央公民館図書室利用者数及び貸出冊数の計画策定時の数字は、図書室改修工事のため、8ヶ月の利用者数及び貸出冊数です。

（５）町史編纂事業の推進

【現状と課題】

平成９年度から開始した第二次町史編纂事業は、資料の収集・整理と並行して、現在までに全８巻のうち別巻『ビジュアル石川町の歴史』、第６巻各論編１『文化・旧町村史』、第３巻資料編１『考古・古代・中世』、第４巻資料編２『近世・近代Ⅰ』を刊行しました。今後は残る４巻の効率的な編集と刊行、町史学習活動、収集資料の保存と活用が課題となっています。

【施策の方向】

本事業は石川町の歴史を明らかにすることにより、町発展の基盤形成に寄与することを目的にしています。そのためには町民が町史編纂に参加できる体制の整備と学習するための施策を進めます。

【施策の概要】

①編纂体制の充実

町民執筆者と町外専門家を有機的に結びつけ、わが町独自の内容をもつ町史を目指します。また、町内外の有識者の協力を得て、効率的な編纂を進めます。

②学習活動の充実

町民に読まれる町史とするため、さらに分かりやすく親しみやすい内容にするとともに、町史学習会・講演会を開催し、学習活動を進めます。

③収集資料の保存と活用

これまでに収集した膨大な資料を保存するだけでなく、町民が利用し研究できる体制の確立を図ります。また、資料活用の基本となる『石川町史資料目録』を継続して刊行します。

【主な実施事業】

・町史編纂事業

・資料収集整理事業

【数値目標】（平成24年で発刊終了予定）

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
町史の発刊数	町の歴史や自然の解説 及び周知	巻	4	8	
町史編纂資料の収集 数	町史編纂資料の充実	点	21,000	25,000	

4 安全・安心で快適なまち（生活・環境）

【施策の体系】

- | | |
|------------------|--|
| (1) 土地利用の推進 | ① 市街地の土地利用
② 農村地域の土地利用
③ 森林地域の土地利用 |
| (2) 資源循環の推進 | ① 循環型社会形成の推進
② 地球温暖化防止策の推進
③ 水環境の保全
④ 環境美化意識の向上 |
| (3) 消防・防災対策の充実 | ④ 新たな土地利用
① 予防体制の確立
③ 消防力の強化
③ 防災対策の充実 |
| (4) 交通安全・防犯対策の充実 | ① 交通安全対策の充実
② 防犯対策の充実 |
| (5) 公共交通機関の充実 | ① 鉄道の利用促進・利用しやすい環境づくり
② 路線バスの利用促進・利用しやすい環境づくり
③ 公共交通を利用しやすい環境づくり |
| (6) 生活道路の充実 | ① 道路改良・舗装工事の推進
② 協働による道路環境の整備 |
| (7) 河川環境整備の推進 | ① 河川堆砂の除去
② 協働による河川環境の整備 |
| (8) 町営住宅の充実 | ① 町営住宅の整備 |
| (9) 上水道の整備 | ① 簡易水道事業の統合
② 石綿セメント管等老朽管更新への対応
③ 石川・玉川水道用水供給企業団の設立 |

(1) 土地利用の推進

【現状と課題】

本町の総面積は、115.71平方キロメートル（平成19年現在）で、地目別に農地28.0%、宅地3.7%、山林原野53.1%、雑種地・その他15.2%という土地利用状況にあり、町土の多くが自然的利用となっています。

これまで、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画及びその他関連する計画の整合を図りながら、効果的な土地利用の推進を図ってきました。

基本構想に掲げる「みんなが主役 協働と循環のまち」を実現するためには、地域の特性を活かし、魅力的な町土の均衡ある発展を進める総合的で長期的な土地利用が求められます。また、無秩序な土地利用を抑制し、環境や自然と調和した効率的な土地利用を進めていかなければなりません。

【施策の方向】

地域の重要な資源である自然環境と景観に配慮し、快適で安全な住環境と地域産業基盤の整備に向けて、機能的かつ効率的な土地利用を図ります。

【施策の概要】

①市街地の土地利用

市街地においては自然と調和した街並みづくりを目指し、良好な環境づくりに努めていきます。特に、双里地内から石田地内国道118号に接続する県道いわき・石川線バイパスの完成により、土地環境が大きく変化することが予想されることから、土地利用の一部見直しを進めます。

また、未利用となっている公共用地を有効に活用し、機能的な市街地の形成を図ります。

②農村地域の土地利用

優良な農地の保全を基本として、農村地域の活性化に向けての利用を図り、農業振興地域整備計画に基づき良好な農村環境の形成に努めていきます。

③森林地域の土地利用

森林整備計画に基づいて、森林の整備を進めていきます。また、森林の開発については、景観形成に配慮して調整を図っていきます。

④新たな土地利用

あぶくま高原道路が平成22年度に全線供用開始となり、飯野三春・石川インターチェンジ（仮称）周辺の開発も誘導されることが予想されます。こうした新たな土地利用も含め、企業進出等新たな情勢の変化に対しては、周辺への環境に配慮し適切な土地利用を図ります。

【主な実施事業】

- ・ 国土利用計画法に基づく土地利用対策

（２）資源循環の推進

【現状と課題】

環境問題は石川町という地域だけの問題でなく大量生産、大量消費、大量廃棄など私たちの生活スタイルが結果として、周辺市町村や県、日本全体、ひいては地球温暖化などの地球規模の環境問題にまでつながり、経済システムにまで弊害が生じています。

このような状況に対して、環境を保全すると同時に社会の持続的発展を目指すためには、現在の社会、経済システムを根本から見直すことが求められております。このため、町民、事業者、行政が一体となって省資源、省エネルギーを推進しつつ、一方で廃棄物の削減や限りある資源の有効活用など、循環型社会に向けた取り組みが重要な課題にな

っています。

【施策の方向】

私たちの生活は少なからず環境に影響を与えるため、環境負荷の少ない取り組みが重要となっています。限りあるエネルギーを有効に活用することは、次の世代により良い環境を引き継いでいくことにつながります。環境に配慮した町を目指すため「石川町環境基本計画」を作成し省エネルギーやリサイクルの推進などを通して循環型社会の形成に努めます。

【施策の概要】

①循環型社会形成の推進

限られた資源を有効に活用するため、廃棄物の分別収集の推進や協働による３Ｒ（※）運動の促進に努めます。

※ ３Ｒ：Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない。）、Reuse（リユース＝再使用する。）、Recycle（リサイクル＝再資源化する。）の略称で、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方を言います。

②地球温暖化防止策の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定及び京都議定書目標達成計画に基づく温室効果ガス削減等により、地球温暖化防止対策の推進を図ります。

③水環境の保全

町内を流れる河川の水質を定期的に調査し水質の保全に努め、家庭からの生活排水対策として合併浄化槽の設置を促進します。

④環境美化意識の向上

自然環境の保全を図るため、不法投棄の撲滅など環境美化に努め、環境教育等を通して意識の向上を図ります。

【主な実施事業】

- | | |
|------------------|----------------|
| ・ 廃棄物分別収集の啓蒙 | ・ 協働による３Ｒ運動の推進 |
| ・ 地球温暖化対策実行計画の推進 | ・ 合併浄化槽設置事業 |
| ・ 水環境改善対策事業 | ・ 環境教育事業 |

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
可燃ゴミ排出量	排出量の減少	t	4, 7 7 1	4, 7 7 1	4, 5 3 3
不燃ゴミ排出量	排出量の減少	t	2 2 7	2 2 7	2 1 6
資源ごみ収集量	回収量の増加	t	6 0 7	6 0 7	6 3 7
資源リサイクル率	リサイクル率の増加	%	1 1 . 6	1 1 . 6	1 2 . 8
合併浄化槽普及率	生活雑排水の浄化	%	1 7 . 6	2 3 . 0	2 8 . 4

(3) 消防・防災対策の充実

【現状と課題】

・消 防

本町における消防団の組織は、本団以下29部527名でポンプ車9台、小型ポンプ及び積載車20台で編成されています。これまで消防団の活性化と組織づくりを図るため、地域に密着した広報や、啓蒙活動などの事業を実施してきました。

近年、火災発生件数は増加する傾向にあり、生活様式の近代化、多様化により石油などの危険物の収容量も増加している現状にあります。

このため、住民の防火意識の高揚に努め、火災の未然防止を図ると共に消防機動力の強化充実と消防施設の整備に努める必要があります。

特に消防団員の構成員の90パーセントが企業などに雇用されており、日中の出動力低下化が懸念される状況にあり、また、新入団員の確保についても困難な状況にあります。

このような状況を踏まえながら、今後の地域消防のあり方について検討していく必要があります。

・防 災

平成19年には新潟県中越沖地震や九州・四国での豪雨災害等、全国各地で大きな災害が相次いで発生したことから、災害に対する意識が高まっています。

本町においては、平成10年8月の大雨による大規模な災害に見舞われた経験を活かし、あらゆる災害から町民の生命と財産を守るため、治山、治水の対策を始め、防災対策の整備や防災体制の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

生活の多様化、高齢化を背景とする火災及び災害構造の変化などに対応し、町民の防災意識の高揚に努めると共に、あらゆる災害から町民の生命、財産を守ることを基本に消防、防災の充実強化に努め、災害のない明るいまちづくりを目指します。

【施策の概要】

①予防体制の確立

町民を対象として災害を想定した、予防、演習、広報活動など防災思想の高揚を図り、自主防災組織の育成強化を図ると共に、町民によるあらゆる防災活動などを助長し、予防体制の確立に努めます。

②消防力の強化

消防力を強化するため、消防組織の充実強化と団員の資質向上さらに、消防技術の向上に努め、消防関係車両及び消防施設などの計画的な整備を図ります。

さらに須賀川地方広域消防組合との連携を密にし、一体的な消防体制の強化を図ります。

③防災対策の充実

水害、地震などの災害発生時に的確に対応するため、地域防災計画に基づき総合防災訓練の実施と共に、治山、治水対策の充実を図ります。

【主な実施事業】

- ・ 防災意識向上事業
- ・ 消防組織の強化事業
- ・ 消防施設整備事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
防災講習会の開催	防災意識の向上を図る	回	34	36	38
防火水槽の設置数	円滑な初期消火活動を図る	箇所	149	151	154

(4) 交通安全・防犯対策の充実

【現状と課題】

悲惨な交通事故をなくし安全で安らぎのある社会を築くことは、町民の切なる願いです。

本町では「一戸、一名、一朝運動」をはじめ関係団体の長年にわたる活動と町民の交通安全に対する意識の高揚を図ってきており、その成果は大きなものがあります。

しかし、近年、自動車保有車数や交通量の増加に伴う交通社会の変化などの中で、交通弱者の事故割合が高くなっていることから、これらに対する対策が必要となっています。さらに今後も交通量の増大による事故発生が予想されることから、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備、地域ぐるみの交通安全意識の高揚と交通秩序の確立を図る必要があります。

また、防犯については、犯罪件数は減少傾向にありますが、振り込め詐欺等、身近な犯罪への不安感は依然として高い状況です。犯罪のないまちづくりをするため、暴力団根絶、非行防止など関係団体と連携を密にしながら防犯活動を推進していく必要があります。

○石川町の交通事故発生状況推移

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
件 数（件）	96	101	113	87	89
死者数（人）	2	3	1	3	1
傷者数（人）	130	113	136	101	105

【施策の方向】

町民一人ひとりが交通モラルの高揚と交通安全思想の普及に努めると共に、効果的な交通安全施設整備を図るなど、安全な交通環境の確保を目指します。

また、町民の防犯意識と連帯意識のもとに、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。

【施策の概要】

①交通安全対策の充実

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とした交通安全教育の充実に努め、町ぐるみ、地域ぐるみの交通安全運動を推進し、人命尊重を基調とする道路交通 安全施設の整備充実に努めます。

また、交通教育専門員、交通安全母の会、交通関係団体との連携を強め、交通安全対策を図ります。

②防犯対策の充実

各防犯協会など関係機関の育成を図り、警察、行政、地域、学校などと一体となった防犯協会体制のもとに、防犯思想の普及啓発や非行防止活動及び防犯活動の充実に図ります。

【主な実施事業】

・交通安全対策事業 ・防犯推進事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
交通事故件数	事故件数の減	件数	87	87	85

(5) 公共交通機関の充実

【現状と課題】

鉄道については、水戸・郡山間を結ぶＪＲ水郡線が町内を走り、通勤・通学等に大きな役割を果たしています。しかし、利用者は年々減少傾向にあります。また、日中約４時間あまりの間、運行ダイヤがない状況となっており、各学校等の行事に併せた臨時列車の運行により対応していることから、決して利用しやすい環境にあるとは言えません。

また、生活路線バスについても、鉄道と同様に住民生活に欠かすことのできない役割を果たしています。しかし、利用者の減少により全ての路線が赤字となっており、町からの補助金も増加しています。

公共交通は、自家用車を持たない人の交通手段として、通院や買い物、通勤・通学など町民の生活に密着しており、その存在意義は重要ですが、マイカーの普及や少子化等の影響により、利用者は年々減少しています。しかし、観光や地域の活性化を図るための移動手段として、さらには環境負荷の軽減などの面からも、その必要性を再認識することが必要です。

【施策の方向】

少子化などの影響による人口減少により、公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありますが、公共交通機関の更なる利用促進を図るとともに、関係機関に働きかけを行い効率的な公共交通体系を目指します。

【施策の概要】

①鉄道の利用促進・利用しやすい環境づくり

臨時列車の定期化を始めとするダイヤ改正及び施設改善についての要望を福島県鉄道活性化対策協議会と連携し、国及びＪＲ東日本に働きかけるとともに、積極的な鉄道情報の発信などを行い、利用者の利便性の向上を目指します。

②路線バスの利用促進・利用しやすい環境づくり

通勤・通学者等バス利用者の利便性を高めるため、バス事業者及び関係市町村との連携を図りながら、生活路線バス運行の維持・確保に努めます。また、バス事業者に対し、ダイヤの見直し等を働きかけ、より利用しやすい環境づくりに努めます。

③公共交通を利用しやすい環境づくり

鉄道事業者や路線バス運行事業者と連携して、公共交通のもつ定時性、輸送性の高さや環境負荷の低減などの優位性をＰＲし、利用しやすい環境づくりに努めます。

【主な実施事業】

- ・ 水郡線の利用促進
- ・ 路線バスの利用促進

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
バス路線数	公共交通の確保	本	12	12	12

(6) 生活道路の充実

【現状と課題】

現在、あぶくま高原自動車道路やいわき・石川線バイパス道路建設工事が進んでおり、これらの道路が完成することにより、総合的な交通ネットワークが確立され、町内の交通事情は飛躍的に良くなることが予想されます。しかし、町内の各所を結ぶ地域間の町道等は、まだまだ改良率・舗装率が低い状況にあります。今後、町民が豊かな生活を送るためにも欠かすことの出来ない、地域に密着している生活道路を整備し、快適で安全・安心を確保する道路網の整備を図る必要があります。

○ 町道改良・舗装状況

各年4月1日現在

年 次	実延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
平成15年	404,796	204,616	50.5	221,103	54.6
平成16年	406,525	212,673	52.3	229,100	56.4
平成17年	406,589	213,035	52.4	229,464	56.4
平成18年	406,835	213,685	52.5	231,033	56.8
平成19年	407,261	214,608	52.7	248,039	60.9

○ 橋梁の状況

平成19年4月1日現在

区 分	全 体		荷重制限橋		車両通行不能橋	
	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)
木 橋	4	82	—	—	2	48
永 久 橋	124	1,513	—	—	3	70
計	128	1,595	—	—	5	118

【施策の方向】

地域と地域を結ぶ身近な生活道路の整備を進め、快適で安全な道路の提供に努めます。

【施策の概要】

①道路改良・舗装工事の推進

幹線道路及び生活道路の危険箇所を解消し、安全・安心な道路交通確保のため、町道等の改良・舗装工事を計画的に進めます。

②協働による道路環境の整備

道路サポート制度（※）の推進により、地域住民と協働して道路環境の維持管理を図ります。

※ 道路サポート制度：近年のボランティア活動の活性化や行政への参加意欲の高まりなどを背景として、地域の方々と市町村、県の三者が協働して、道路の清掃、美化活動を行うものであり、道路を慈しむ心を育てながら、地域にふさわしい道づくりを進める制度を言います。

【主な実施事業】

・ 地方道路整備事業

・ 道路維持補修事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
道路改良	改良率の向上	%	52.7	55.0	58.0
道路舗装	舗装率の向上	%	60.9	65.0	70.0

(7) 河川環境整備の推進

【現状と課題】

町中心部を流れる河川は、桜並木とともに身近な公園として親しまれ、四季を通じて美しい景観を見せています。

現在、町内には1級河川が5本、準用河川が1本あり、1級河川が総延長 47.1Kmのうち整備済延長が 13.7Km となっています。また、準用河川については、暫定改修となっています。

今後は、1級河川の改修については関係機関へ要望を行い、計画的な改修を進め洪水時に対応できるよう整備を図っていく必要があります。

また、その多くの河川で堆砂が進行していることから、河川災害の防止や河川環境の悪化を防ぐために、これら河川環境を関係機関と連携し計画的に整備していくことが必要です。

○ 河川の状況

平成19年4月1日現在

区 分	河 川 名	延 長 (m)	改修率 (%)	備 考
1 級河川	阿武隈川	8,800	62.5	石川町を流れる法定河川のみ。 延長は石川町分のみ。
	社 川	8,400	25.0	
	今 出 川	19,307	23.3	
	北 須 川	7,400	24.3	
	飛 鳥 川	3,200	65.6	
準用河川	渡里沢川	1,260	41.3	暫定改修

【施策の方向】

豊かで潤いのある河川環境を維持し、皆に親しまれている美しい景観や自然環境に配慮した河川環境づくりを関係機関と連携し推進します。

【施策の概要】

①河川堆砂の除去

景観や防災上の観点から、堆砂が進んでいる河川の計画的な整備を関係機関と連携し進めます。

②協働による河川環境の整備

地域住民の協力を得ながら、河川沿い遊歩道の管理や除草など、良好な河川環境の整備を図ります。

【主な実施事業】

・河川管理事業

・河川景観の形成の推進

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	現 状 値	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
河川維持工事 (県管理)	整備率の向上	%	10.0	30.0	50.0
準用河川維持工事 (町管理)	整備率の向上	%	0	30.0	50.0

(8) 町営住宅の充実

【現状と課題】

現在、町営住宅は17団地、269戸ありますが、その中で耐用年数を経過した団地が8団地194戸あるという状況にあります。

今後、町民の需要に応じた町営住宅を提供するためには、これら老朽化が進んだ住宅については建替えを、長期間管理可能な住宅については改修を計画的に実施し、町営住宅の充実を図る必要があります。

○ 構造別公営住宅管理戸数

各年度末現在

年 度	総 数	簡易耐火構造(戸)		木 造(戸)		耐 火 構 造(戸)		
		第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	新 法
15	274	30	25	151	32	12	12	12
16	273	30	25	150	32	12	12	12
17	272	30	25	149	32	12	12	12
18	269	30	25	149	29	12	12	12
19	269	30	25	149	29	12	12	12

【施策の方向】

現在、老朽化している町営住宅を建替や改修をすることにより、安価で魅力ある住宅を供給できるように努めます。

【施策の概要】

①町営住宅の整備

老朽化が進んでいる町営住宅の計画的な建替を進めます。

【主な実施事業】

・町営住宅管理事業

・町営住宅整備事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画策定時 (H19)	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
町営住宅整備事業	公営住宅の整備	戸	0	0	12

(9) 上水道の整備

【現状と課題】

本町では、上水道事業と沢田地区簡易水道事業及び山橋地区簡易水道事業により町民へ水道水を供給しています。

上水道事業については、一部に布設後40年を経過した老朽管や石綿セメント管が布設されていますが、地震等により被災する恐れがあります。また、現在までの石綿セメント管の改修率は約35%であることから、安定した供給を行うためにも早急な改修が必要です。

簡易水道事業については、事務の効率化を図るため上水道事業との経営統合が必要です。また、年々給水量が増加していることから将来の安定供給を確保するためにも上水道への接続が有効です。

このような課題をふまえて、平成19年度に策定した「水道事業計画」に基づき各種事業を推進していく必要があります。

○ 給水状況（上水道）

年度	給水戸数	給水人口	年間給水量	一日最大 給水量	一日平均 給水量	一人一日 平均給水量	普及率	有収率
	戸	人	千m ³	m ³	m ³	ℓ	%	%
14	3,684	11,175	1,927	6,206	5,280	360	57.7	84.2
15	3,651	11,056	1,917	6,064	5,237	364	57.7	82.7
16	3,630	10,937	1,915	6,321	5,247	355	57.7	85.9
17	3,648	10,821	1,917	6,221	5,251	360	57.6	84.5
18	3,664	10,704	1,904	6,142	5,217	358	57.6	83.5

○ 用途別給水戸数（上水道）

（単位：戸・千m³）

区分	年度	家事用	団体用	営業用	工業用	湯屋用	分水 その他
給水戸数	14	3,170	251	259	2	1	1
	15	3,145	245	257	2	1	1
	16	3,127	247	252	2	1	1
	17	3,145	248	251	2	1	1
	18	3,165	245	251	2	0	1
年間有収量	14	669	201	257	34	2	460
	15	650	191	251	41	2	450
	16	657	204	249	39	1	496
	17	653	196	225	51	0	495
	18	647	187	206	45	0	504

【施策の方向】

安全安心な水道水を安定的に給水できるように、施設の建設・更新や耐震化を行うとともに、水源・水質管理体制の強化を図り、簡易水道の上水道への事業統合など水道事業の効率化を行い、水道の運営基盤の強化を図ります。また未普及地域の衛生確保のため一部を給水区域に拡張し、普及率の向上を目指すとともに、衛生的な生活用水が確保できるよう飲料水供給施設の整備を図ります。

また多様化している住民ニーズへの対応と住民への積極的な情報開示を行い、提供する水道サービスの向上を図ります。

【施策の概要】

①簡易水道事業の統合

沢田地区、山橋地区簡易水道事業を上水道事業に事業統合するとともに、配水管を接続し、恒久的に安定した給水に努めます。

②石綿セメント管等老朽管更新への対応

水道計画に基づき効率的な布設替を図り、耐震性を有する管材を選定することにより安定的な給水の持続を確保します。

③石川、玉川水道用水供給企業団の設立

石川町では玉川村へ分水を行っている状況にあることから、分水を廃止して石川・玉川水道用水供給事業を設立し供給します。

【主な実施事業】

・上水、簡易水道事業の統合 ・石綿セメント管更新事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画策定時 (H19)	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
簡易水道事業統合	事業の効率化	%	0	100.0	
石綿管布設替工事	更新率の向上	%	35.0	80.0	100.0
老朽管更新事業	更新率の向上	%	0	0	30.0

5 ともに力を合わせてつくるまち（地域自治）

* 計画の目的

分権時代を迎え、権利や選択の幅が広がったと同時にその責任も拡大し、「自分たちの地域は、自分たちで考え、みんなで地域をつくっていく」まちづくりが必要となっています。このような中、石川町第5次総合計画に掲げた本町の将来都市像を実現していくためには、基本計画に掲げた施策・事業に合わせて、地域（住民）の力を最大限に発揮していくことが重要になります。

地区まちづくり計画は、地域住民共通の目標を、地域住民が自ら考え示したものです。これを初めて総合計画（基本計画）に位置づけ、地域（住民）と行政が協働することにより本町が目指すべきまちづくりを進めていきます。

* 計画の内容と構成

石川、沢田、山橋、中谷、母畑、野木沢の6地区で、それぞれの地域住民（合計505人）と町職員が参加して地区まちづくり委員会を組織し、地区の特性や課題、まちづくりの方向性について意見をまとめ、地区まちづくり計画を策定しました。この計画に基づき行政区や各種団体などが連携を図り、地域の取り組みを進めていきます。

○ 地区の概要・特性

地区の概要を記載するとともに、特性を改めて評価しました。

○ 地区の現状と課題

地区の現状及び課題を整理しました。

○ 事業計画

地域住民が行う具体的な事業を掲げ、目的及び取り組み内容を示しました。

(1) 石川地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

石川地区は、商店街、公共施設、教育施設、住宅等が連なる北町区から猫啼区までの市街地を形成する地域、西部に位置する農業を中心とした王子平区、和久区及び新屋敷区、商業施設や住宅団地を中心とした新田区により構成されています。

面積は、約16.6km²で、全体が町民生活の中心的な役割を持つ地区です。

地形的には、市街地域は、今出川・北須川を挟んで源平山、石尊山、秋葉山、八幡山、愛宕山などの山並みが連なり、川沿いの桜、山のつつじ、あじさい、紅葉などを有機的に結びつけたまちづくりに最適の環境にあり、また、神社仏閣や自由民権運動に関する旧跡も多く、文化・歴史等先人に学ぶことができる地区でもあります。

西部地域は平坦で、町の穀倉地帯として古くから良質の農産物を生産しており、付加価値が高く安全・安心な農産物の生産に地域を上げて取り組んでいます。

また、国道118号沿線は、住宅団地やショッピングセンターが建設され、住宅・商業地域として発展しています。

○ 地区の現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行や後継者不足が見られることから、これらに対する対応が求められています。
- ・ 消費行動の郊外化や町外への流出が進んでいることから、中心市街地商店街の活性化が必要です。
- ・ 先人が育んできた自然環境、文化遺産の活性化や公園・駐車場の整備が必要です。
- ・ 河川の環境改善が必要です。
- ・ 農産物の高付加価値化や価格保障が必要です。

○ 事業計画

〔計画１〕 群れ桜の里 石川

〔目的〕

- ・今出川、北須川沿いの群れ桜を地域の誇りとして、町内を桜で埋め尽くした桜谷を形成し次代に伝えていきます。

〔取組内容〕

- ・高田桜の保存、継承事業 ・桜木の更新 ・桜のネーミング募集 ・桜マップの作成
- ・石尊山の景観形成 ・公衆トイレ、駐車場、ベンチ等の適正管理

〔計画２〕 あじさいの里 石川 ・ 紅葉（もみじ）の里 石川

〔目的〕

- ・群れ桜と共に、あさひ公園、親水公園、八幡神社、古町川沿い、石尊山等にあじさい、つつじの植栽を行うと共に、愛宕山公園、八幡神社、石尊山、秋葉山、源平山、町民グラウンド公園等へもみじを植栽し町内の景観形成を図ります。

〔取組内容〕

- ・あじさい、つつじ、もみじの植栽 ・桜マップに合わせたマップの作成

〔計画３〕 ホタルの里 石川

〔目的〕

- ・今出川、北須川をはじめ、全町をホタルと共に生きるまちをつくる活動を進めます。

〔取組内容〕

- ・ホタルが生息できる環境づくり ・水環境改善への取り組み
- ・桜マップに合わせたホタルの里マップの作成

〔計画４〕 名所・旧跡・歴史の里 石川

〔目的〕

- ・地区内の名所、旧跡等の歴史を大切にする活動を進めます。

〔取組内容〕

- ・桜マップに合わせた名所、旧跡マップの作成 ・自由民権運動の調査、保存
- ・鉱物学習の推進

〔計画５〕 安心して住める結の里 石川

〔目的〕

- ・地域が安心して信頼しあえる活動を進めます。

〔取組内容〕

- ・町内をあいさつ通りにする ・高齢者や地域住民の集いの場づくり
- ・障がい者や高齢者が住み良いまちづくり ・声かけ活動の推進
- ・直売所（道の駅）建設促進と運営への参加 ・食の安全、安心への関心向上と取り組み
- ・付加価値の高い農産物生産への営農改善 ・地場産品の使用拡大

(2) 沢田地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

沢田地区は、石川町の西部に位置し、阿武隈川と社川に挟まれた比較的平坦な地域です。

地区面積は、14.9 km²、このうち58%が農地で、稲作はもとより、野菜、果樹などが栽培され、特にりんご、なしなどは品質も良く首都圏等へ出荷されています。

また、自然も豊かで、白鳥が毎年飛来する白鳥池や那須連峰をはじめとした遠くの山々の眺望など素晴らしい景観を誇っています。

さらに、大壇古墳群、鳥内遺跡など数多くの文化財があるほか天道念仏などの伝統行事も継承されています。

○ 地区の現状と課題

- ・ 近年、住民個々のライフスタイルの変化により、人と人とのつながりが薄れてきているため、住民同士の「連帯」や「和」を大切にしたい地域づくりが求められています。
- ・ 高齢者が元気でいきいきと安心して暮らせるように、見守りや生きがいづくりの創出が必要です。
- ・ 地区には、史跡や伝統文化などが数多く残っているので、子どもたちに体験学習の機会を持たせることが必要です。
- ・ より良い地域資源を発掘し活用することが必要です。
- ・ 若者が地域に誇りを持って暮らせる地域づくりを目指す必要があります。
- ・ 道路の改修など生活基盤の整備が必要です。

○ 事業計画

〔計画１〕 ふるさとの景観づくり

〔目 的〕

- ・地区内の良好な景観づくりを一層進めるとともに、この運動に住民がこぞって取り組むことで、住民同士の連帯と誇りを高めていきます。

〔取組内容〕

- ・花苗等の植栽 ・景観コンテスト ・写真展

〔計画２〕 特産物を生かした交流の輪づくり

〔目 的〕

- ・野菜、果物の産地としての特性を活かし、食や農をテーマとしたイベントの開催や高齢者や子どもを含めた多世代交流を通し、地産地消や食育を普及しながら地域の活性化を進めます。

〔取組内容〕

- ・イベントの際の臨時直売による高齢者の生きがい創出
- ・地区内料理腕自慢による地産地消や食育の普及

〔計画３〕 歴史や自然に親しみ地域の誇りを育む

〔目 的〕

- ・住民や子どもたちに、地区の歴史や文化を学べる機会を設け、地域への理解を深めるとともに、次の世代へ残すべき伝統文化の確実な伝承を行います。

また、四季折々のすばらしい自然に親しむことで、地域資源の保全を図る一方、新たな資源の発掘と活用を進めます。

〔取組内容〕

- ・歴史講座や史跡探訪会の開催と講師の養成
- ・史跡、伝統行事等の紹介やパンフレットづくり
- ・史跡や自然の保存保護活動及び新たな地域資源の発掘活動
- ・学校と連携した次代のひとづくり

(3) 山 橋 地 区 ま ち づ く り 計 画

○ 地区の概要・特性

山橋地区は、町の南部に位置し、面積は約24.8km²、一部平坦地はあるものの概ね山間丘陵地となっています。行政区は、山形区、板橋区、南山形区、北山形区の4区で構成しており、世帯数は425戸ありますが、近年は、世帯数・人口数とも減少傾向にあります。大方の世帯は、農業に関わりを持っていますが、そのほとんどが第2種兼業農家となっています。地区内の公共的施設は、小学校2校、介護老人福祉施設1、生活環境関連施設1、農協支店1、簡易郵便局2があります。

○ 地区の現状と課題

山橋地区の産業は、農業が主となっていますが、従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地が年々増えており、景観形成からも課題を投げかけています。また、少子化も顕著であり、特に小学校は2校とも複式学級による授業が行われています。さらに基幹道路の整備も遅れており、改善を望む声が高まっています。ほかに携帯電話の電波が届かない地域が多く、特に若者からは通話エリアの拡大を求める声も日増しに高まっています。

○ 事業目標

メイン・テーマ ……

自然の恵みを活かした夢あるふるさとづくり ……

サブ・テーマ

- ① 美しい里山風景を考え自然産物の有効な活用を図ります。
- ② 伝承文化を認識し、調査や保存・保護・継承活動をすすめます。
- ③ 地区住民がいきいきと暮らせる 地域づくり展開します。

○ 事業計画

〔計画１〕 **提唱・賞揚事業**

〔目的〕

- ・地区内の遊休農地の善良な管理のよびかけや花木による景観形成、さらには環境保護等について地区民に広く呼びかけを行います。また、花いっぱい運動や景観の美化推進に意欲をもっている団体や個人を称賛し、その広がりを期待するため顕彰を行ないます。ほかに、美しい風景等の保全よびかけも行ないます。

〔取組内容〕

- ・遊休農地の善良な管理 ・指定花木の植栽 ・良好な眺望や景観の顕彰
- ・花づくり団体活動者や個人活動者の賞揚

〔計画２〕 **調査・保護事業**

〔目的〕

- ・文化財や樹木・植物、湧水の分布や管理状況を調査し、保存・保護に努めるとともにマップ化や製本化を図ります。また、必要により案内看板も設置します。

〔取組内容〕

- ・文化財（神社、仏閣、野仏等）や樹木（老木や巨木）植物、湧水等の調査と所在マップのづくり
- ・ホタルの飛びかう里の保全 ・啓蒙看板の設置

〔計画３〕 **産業おこし事業**

〔目的〕

- ・山菜や野菜を栽培し、販売活動の展開を検討します。また、都市部に情報を発信し田舎での体験ツアー等の誘客を検討します。

〔取組内容〕

- ・山菜（ぜんまい、ふき、わらび、うど、たらの芽、こしあぶら等）やたけのこの商品化及び販売促進の検討
- ・なつはぜ（ハチマキ・タロー）・がまずみ（よつつずみ）の実の商品化の検討
- ・高齢者いきがい活動支援目標による地元産品野菜等の販売促進
- ・都会からの体験ツアー誘客（農事体験や山菜とり）の検討

〔計画４〕 **景観形成事業**

〔目的〕

- ・指定花木の全戸植栽を促すとともに地区内各所に花の名所づくりを行い、美しい自然の景観形成をめざします。また、現存する桜についても保存を優先した取組みを行ないます。ほかに河川環境保護活動として、親水できる河川環境や団体活動支援等を行ないます。

〔取組内容〕

- ・花の公園や名所づくり ・水に親しむ河川環境の整備や支援
- ・水に親しむ場の環境整備等を行なうほか川を利用した活動等支援
- ・つつじ山や良好な眺望・景観の保全

〔計画５〕 **広報等その他事業**

〔目的〕

- ・住民意識を高揚させるための広報を行ないます。ほかに、地域づくり活動をより充実させるため、関係機関への要請活動や地区民研修事業を実施します。

〔取組内容〕

- ・住民意識高揚のための独自広報の実施 ・行政機関への要請活動 ・研修事業の実施
- ・団体活動の支援

(4) 中 谷 地 区 ま ち づ く り 計 画

○ 地区の概要・特性

中谷地区は、石川町の北東部に位置し本宮区、双里区、形見区、谷沢区、坂路区、谷地区、中田区の7行政区からなり、東は古殿町、北は、平田村に隣接しています。

地区内の本宮地区から谷地地区に至るまで重要幹線道路である主要地方道いわき・石川線が東西に走り、いわき市と中通りを結ぶ交通の要所となっています。

地区面積は、約26.5km²、うち農地が4.7km²、山林が18.0km²、その他3.8km²となっています。農地の占める割合は17.7%ですが、年々遊休農地が多くなってきています。山林は、67.9%を占め、谷間は勾配が急峻な地形をなしており、中田地区は、やや穏やかな勾配となって里山の趣を残しています。

歴史的には、塩の道として古くから人々の往来があり、坂路地区は宿場町として栄え、当時は地域の政治、経済の中心的役割を担っていました。また、地区内を流下する今出川、飛鳥川の由来も京都府にある川と同じ河川名であることから古くから人々が生活していたことが伺えます。

○ 地区の現状と課題

- ・ 少子化の影響で少しずつ人口の減少を示しており、このことは、農業後継者不足につながり山間部の農地の荒廃も目立つようになってきました。また森林資源についても荒廃が進行しており動植物に対する影響が現れてきております。
- ・ さらに、地域の伝統・文化・行事等に対しても影響を及ぼし継続していくことが困難になっている現状があります。
- ・ 恵まれた自然環境の中で、自然、歴史、文化等の地域資源を有効に活用して、世代間を超えたコミュニティ活動を積極的に展開し、様々な事業活動をとおして地域を再発見するとともに、地域活性化に向けた取り組みが求められています。

このため、

- ・ 地域のひとが誰でも参加できる地域づくり
- ・ 伝統行事を承継するリーダーの養成
- ・ 自然環境を次世代に引き継ぐ体制づくり
- ・ 荒廃農地の有効活用
- ・ 神社・仏閣及び伝統芸能の伝承・保存
- ・ 学校の統廃合に伴う施設の有効活用
- ・ 7地域事業の連携と促進

等を通して地域をあげた活動を展開することによって活性化を図ることが必要です。

○地区の将来像

自 然 と 共 生 す る 美 し い 里

○ 事業計画

〔計画１〕 清流の保全

〔目 的〕

- ・人々の生活を育んできた今出川・飛鳥川が地域に果たしてきた役割について学び、自然環境がもたらす動植物の生態系などを知りながら地域の潤いを後世により良い姿で引き継ぐ取り組みを図ります。

〔取組内容〕

- ・河川環境の保全 ・ホタルの里づくり ・ハッチョウトンボの里づくり ・分水嶺の保存

〔計画２〕 住みよい環境づくり

〔目 的〕

- ・花木をとおした地域づくりを進めるため、住民総参加の意識の高揚を図る。また、遊休農地の活用を図るため、そばや雑穀等の栽培生産を呼びかけ「食」による地域づくりをめざします。

〔取組内容〕

- ・桜の里づくり ・花のある里づくり ・そばの里づくり

〔計画３〕 みどり豊かな里山づくり

〔目 的〕

- ・地域の面積の大半をしめる森林に、多くの人々が親しみを持てるような環境整備を図り森林との共存を考え、併せて間伐材の利用の推進に務めます。

〔取組内容〕

- ・背戸山づくり ・二本ブナ保全 ・間伐材の有効活用

〔計画４〕 伝統・芸能の伝承

〔目 的〕

- ・長年の生活の中から生まれた伝統、芸能や生活文化の伝承を再認識し、先人が残した歴史を学びながら、伝統、芸能、文化の伝承を通し地域づくりに務めます。

〔取組内容〕

- ・秋季祭礼の伝承 ・伝統・芸能の伝承 ・リーダー及び後継者の養成

(5) 母畑地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

- (1) 母畑地区は、石川町の北部に位置し、北須川を挟んで、東側の湯郷渡・北山地区と西側の母畑地区から構成されています。
- (2) 母畑地区の面積は約17.2km²、多くの山林と水田や畑の点在する自然豊かな地区です。古くから稲作と畑作や林業を中心とする農業地域であります。現在は、会社等に勤めながらの兼業農家が多くなっています。
- (3) 古くから母畑温泉があり、年間を通して多くの観光客が訪れる観光地でもあります。
- (4) 北須川の上流には、千五沢ダムがあり、農業用水として利用されているほか、遊歩道やレクリエーション施設が整備されており、四季を通して多くの利用が見られます。

○ 地区の現状と課題

- ・ 兼業農家では、高齢化と後継者の不足により、農地や山林の荒廃が進んでいることから、自然と農用地を生かした、高齢者をはじめとする地域での生きがい作りと交流の場の確立が求められています。
- ・ 後世に残したい史跡や神社、景勝地や樹木の保存や管理が不十分となっていることから、地域の史跡や神社、景勝地や樹木の保存と活用が必要となっています。
- ・ 子供の遊ぶ姿や、大人の交流も少なくなり、地区の連帯感が薄らいできていることから、地区における交流の機会の創出が望まれています。
- ・ 山間地が多いため、道路の道幅が狭い所や急カーブの箇所が多く、生活道路の危険箇所が多い現状となっています。特に冬期は、雪のため生活道路として支障を来していることから、生活道路の整備が強く望まれています。

○ 事業計画

〔計画１〕 **誇れる資源の整備・保存事業**

〔目 的〕

- ・地域にある名勝、旧跡、文化財、自然資源を母畑地区の誇れる資源として、地域で再認識すると共に、後世に残すための整備と保存を行います。

〔取組内容〕

- ・母畑マップの作成と宣伝
- ・案内看板の作成と設置
- ・施設の整備と保存
- ・地域における啓蒙活動と活用

〔計画２〕 **地元農作物の直売と生きがい作り事業**

〔目 的〕

- ・高齢者を中心に、農作物や山菜等の生産と直売による消費者との交流の場所を設け、生きがい作りを進めます。

〔取組内容〕

- ・農地を活用した農作物や山菜等の生産
- ・直売所の整備と消費者との交流
- ・足湯の整備と温泉の提供

〔計画３〕 **北須川の遊歩道の整備と保全及び堀田川の景観整備事業**

〔目 的〕

- ・北須川で魚釣り等の遊びができる場所をつくり、川の景観を楽しみながら、遊歩道を活用した健康づくりを進めます。又、堀田川の堤防沿いの景観を良くし、散策路を整備します。

〔取組内容〕

- ・北須川の遊歩道の整備（下の湯～八幡神社、北須橋～亀石～前ノ内）
- ・遊歩道の保全と散策による健康づくり
- ・堀田川の堤防沿いの植栽と保全
- ・看板等の作成と設置

(6) 野 木 沢 地 区 ま ち づ く り 計 画

○ 地区の概要・特性

野木沢地区は、石川町の西北に位置し、中野・曲木・塩沢の三行政区からなり、西は矢吹町、北は玉川村に隣接する中山間地の地区です。JR水郡線野木沢駅、国道118号線が地区の西側を南北に走り、福島空港まで10km以内と交通の便に恵まれた地域です。地区面積は約10.6km²、その内、農地が約43%を占めていますが、国営母畑農地開発事業で開拓された農地が利用されていないところが多く、また転作事業の休耕田等で荒廃しているところが目につくのが現状です。その他、山林・原野が約34%あり、比較的勾配の緩やかな里山の原形が辛うじて残っています。

歴史的には石川氏の面影を残す藤田城址、曲木城址等を見ることができます。また、県指定文化財の悪戸古墳群、町指定の曲木石造塔婆群の指定文化財もあり、小和清水をはじめ平安時代の女流歌人・和泉式部にまつわる地名や伝説も多く残っています。

○ 地区の現状と課題

- ・世帯数は少しずつ増加していますが、人口はわずかずつ減少傾向を示しています。人口減少や少子高齢化は地域事業への理解と協力にも、今後支障が出るものと考えられます。
- ・少子高齢化が進む中で地域事業、共同作業、伝統行事等への参加の減少が心配されます。
- ・事業等の連携・共同開催、観光客(母畑温泉客等)・訪問者の積極誘致が必要です。
- ・各種団体役員等のリーダーが不足している状況にあります。
- ・将来に向けた地域事業等の運営資金の確保が必要です。
- ・地域事業等を通じた収入源の思索が必要です。
- ・母畑国営農地開発事業で開発された田・畑の土地の有効活用が求められています。
- ・天然資源を活用した販売品の考案が必要です。
- ・地区内外、町外への情報発信が必要です。

○ 事業計画

〔計画１〕 歴史を活かした事業

〔目的〕

- ・地域の歴史的資産を活かした地域活動を、地域住民の意識高揚を図りながら展開し地域財産としての活用を図ります。

〔取組内容〕

- ・藤田城跡整備 ・和泉式部の里づくり
- ・県指定、町指定等の文化財、地区景勝地との地理的連携
- ・史跡学習と地域づくり意識の高揚

〔計画２〕 自然を活かした事業

〔目的〕

- ・豊かな自然を誇れる活動を進め、人と自然が暮らしの中で潤う地域づくりを目指します。

〔取組内容〕

- ・禿山つつじ祭り ・禿山の公園の再生、整備 ・秋の収穫祭
- ・農地の活用を柱とした地域振興活動(中山間地等直接支払事業等)
- ・母畑温泉観光客を呼び込める地域興しや産業（農業）興し事業
- ・母畑国営農地開発事業で開発された土地の有効活用と特産品づくり
- ・豊かな自然を活かした安全・安心な作物づくり
- ・高齢者の生きがいと健康保持・増進が図られる自然を活かした環境づくり
- ・野木沢駅・R118号等の交通利便性の活用

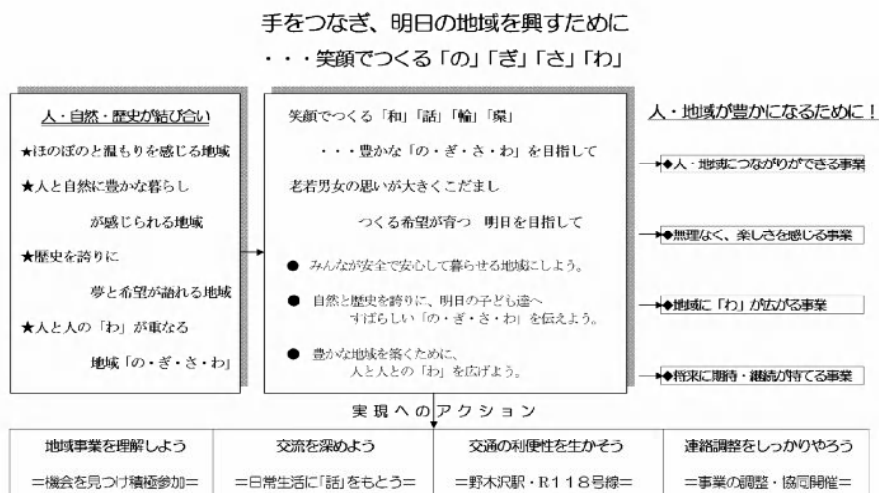
〔計画３〕 伝統を後世に伝え地域住民の交流を図る事業

〔目的〕

- ・地域の伝統を継承し、人と地域につながるの場と交流の機会をつくり、故郷文化の大切さを認識しながら後継者の育成を図ります。

〔取組内容〕

- ・各地区盆踊りの継承と後継者の育成 ・各地区祭り
- ・盆踊り、祭礼等に関わる設備備品等の整備
- ・世代を超え相互交流ができる伝統行事等への取組み
- ・地域に残る伝説や民話、年中行事、俗地名等の調査や記録
- ・三地区公民館活動の継続・発展



6 町民の信頼に応えるまち（町民・行政）

【施策の体系】

- | | |
|-----------------|--|
| （１）情報化の推進 | ① 地域情報化の推進
② 行政情報化の充実 |
| （２）町民参加の推進 | ① わかりやすい情報提供の推進
② 町民との対話の推進
③ 町民協働型まちづくりの推進
④ コミュニティ活動の充実 |
| （３）効率的な行財政の運営 | ① 行政改革の推進
② 健全な財政運営
③ 自主財源の確保
④ 窓口サービスの充実
⑤ 庁舎建設の促進 |
| （４）広域行政・地方分権の推進 | ① 広域行政の推進
② 権限移譲の推進
③ 人材の確保・育成 |

（１）情報化の推進

【現状と課題】

自治体を取り巻く環境は、国の「e-Japan戦略」により電子政府や電子自治体の構築が進められています。また、わたしたちの身の周りでは、インターネット、携帯電話、地上波デジタル放送などを通じ様々な情報が活用できるＩＣＴ（※）社会が実現されようとしています。個人の能力が十分に発揮される社会、ゆとりを実現できる社会を目指していくためには、こうした情報通信基盤を有効に活用した住民サービスの向上を図っていくことが必要です。

しかし、本町においては、まだまだ情報通信インフラ・システムが十分に整備されているといえず、地域間の情報格差が生じている状況にあるため、町民のすべてが情報技術を利用した様々なサービスの恩恵を享受できる環境を整備することが求められています。

※ ＩＣＴ：情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するための情報通信技術を言います。（Information & Communications Technology）

【施策の方向】

あらゆる場面において必要な情報を入手できる環境をつくるため、国・県の情報通信整備に関する制度を活用しながら、行政の情報化充実とあわせ、地域情報化の推進に努めていきます。

【施策の概要】

①地域情報化の推進

地域情報通信環境の整備促進については、これまで進めてきたブロードバンドサービス及び携帯電話通話エリアの拡大支援や地上デジタル放送の難視聴エリアの解消など、情報通信基盤の整備を推進し、地域の活性化や安全安心な住民生活のために活用していきます。

②行政情報化の充実

総合行政情報システムの運用を充実させ、国・県との情報ネットワーク及び市内ネットワーク環境の整備を図りながら、事務事業の効率化を推進し、電子自治体の構築を図ります。

【主な実施事業】

・ 地域情報通信環境整備事業

・ 行政情報ＩＴ化推進事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画策定時 (H19)	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
地上デジタル放送 カバー率	地上デジタル放送 難視聴エリアの解消	%	59	100	
携帯電話通話地域 カバー率	携帯電話不通話地域 の解消	%	87	95	95
ブロードバンドサー ビスエリアの拡大	未提供地域の解消	%	79	88	98

(2) 町民参加の推進

【現状と課題】

・ 町民に町政に対する関心を持ってもらうとともに、理解を深めてもらうため「広報いしかわ」や行政だより、またホームページなどにより、積極的に町政に関する情報を提供していますが、高齢者をはじめ、町民はどのような情報を必要としているか、どのように伝えればよいのかなど定期的に検証し、町民の視点に立った情報提供に努める必要があります。

・ 直接町民の声を聞く町政懇談会は、地域的には開催されていますが、全町的には開催されておりません。町民から広く町政に関する意見、要望を聴き、できる限り町政に反映させることが必要です。また各種計画を策定する際は、審議会等の町民公募枠を拡大し、広く町民の意向を反映させることが求められています。

・ 近年は、町民のボランティア活動への関心が高まり、ボランティア活動等に参加する人が増えています。また、まちづくりに関わるNPO法人も増加しています。現在、ボランティア団体の窓口は、社会福祉協議会に設置してあるボランティアセンターが行な

っていますが、ボランティアに参加する側、受ける側の調整等、機能の充実が必要です。

・住民意識の多様化などを背景に、行政区未加入世帯の増加傾向が見られる中において、行政区の適正規模による運営も視野に入れながら、行政区への加入促進を図り、魅力あるコミュニティ活動の推進に努めていく必要があります。

・本町の地域づくりは、平成 11 年度から実施された地域づくり支援事業に始まり、10 年間で 236 件の事業が展開されています。このような各地域における地域づくりの高まりのなか、各地区で「地区まちづくり計画」が策定され、それぞれ特色のある地域づくりに着手しているところです。

【施策の方向】

各種行政情報を積極的に提供するとともに、様々な機会を通じて町民からの意見、要望を聴くなど、開かれた町政の実現をめざします。また町民一人ひとりが、「自分たちの町は、自分たちで考え、自分たちの手で創り、育んでいく。」という意識を持って、町民（個人、自治会、ボランティア団体、NPO 法人等）・民間事業者・行政がまちづくりの目標や課題を共有し、それぞれの役割を分担しながら、お互いが協働してまちづくりを進めていくことを目指します。

また、コミュニティ活動の活性化に努めながら、自治組織の一層の充実強化を図ります。

【施策の概要】

①わかりやすい情報提供の推進

町民に町政に関心を持っていただくため、「広報いしかわ」やホームページの充実をはじめ、町からの情報に目を通していただけるよう、わかりやすい表現に努めるなど高齢者に配慮した情報の提供を行います。

②町民との対話の推進

町民に町政の理解を深めていただくとともに、町民からの意見、要望等を町政に反映させるために、地区別、世代別行政懇談会を開催します。また意見、要望などの内容や、処理経過、対応状況などに対する公表方法について検討します。

③町民協働型まちづくりの推進

町民がまちづくりに主体性を持ち、まちづくりの目標や課題を共有し、それぞれの立場での役割分担を認識した行動をとっていただくため、町民（個人、自治会、ボランティア団体、NPO 法人等）、事業者、行政の果たすべき役割を明らかにし、お互いに協力、連携できる仕組みづくりに努めます。

また、各地区住民による「地区まちづくり計画」を推進するため、持続可能な地域自治組織の仕組みを検討します。

④コミュニティ活動の充実

行政区長など関係者の協力を得て、行政区への未加入世帯の解消に努めるとともに、適正な規模への統廃合について助言指導を行います。さらに行政区長の研修などについても積極的に実施し、町政への理解と自治組織の育成強化を図るなどコミュニティ活動の充実に努めます。

【主な実施事業】

- ・広報いしかわの定期発行
- ・地区別、世代別行政懇談会の開催
- ・行政だよりの定期発行
- ・ホームページの充実

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画策定時 (H19)	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
地域活動へ積極的に参加している人の割合	地域の活性化を進める	%	16.2	25.0	35.0
地区別、世代別行政懇談会の開催	町民意見の町政への反映	回	7	9	15

(3) 効率的な行財政の運営

【現状と課題】

少子高齢化や高度情報化など急速な社会経済情勢の進展により、複雑化、高度・多様化する行政需要や行政課題に対し、柔軟かつ効率的に対応できる行政運営を図ることが求められています。

しかし、国の制度改革による補助金の削減や地方交付税の縮減などによる主要財源の減少に加え、社会保障関係経費の増加が見込まれ、今後も厳しい財政状況が継続するものと予想されるため、長期的な財政計画のもとで、財源の重点的かつ効率的な配分が必要となっています。

本町では、平成16年3月に行財政改革の指針となる「石川町第3次行政改革大綱」をはじめ、歳出削減、歳入確保に向けて具体的な取り組み項目を掲げた「石川町行財政改革プログラム」及び「石川町集中改革プラン」を策定し、着実かつ徹底した行政改革の取り組みを進めていますが、今後も引き続き、健全で効率的な行財政運営の確立を目指すとともに、多様化する町民ニーズに対応すべく行政機能の充実が求められています。

【施策の方向】

事務事業の効率化、組織機構の適正化等をより一層推進し、高度・多様化する町民ニーズを的確に捉えながら、地方分権に対応した柔軟で効率的な行政運営を行います。

さらに、人材の育成を図りながら質の高い行政サービスを推進するとともに、計画的な財政運営に基づきながら、財源の安定確保や投資的経費の計画的な配分、財政構造の健全化を推進し、安定した財政運営に努めます。

【施策の概要】

①行政改革の推進

平成17年度に策定した「石川町集中改革プラン」に基づき、歳出削減、歳入確保に向けた取り組みを一層推進し、簡素で効率的かつ効果的な行政運営の確立と収支均衡型の財政構造への転換を図ります。なお、推進期間（平成17年度から21年度）満了後においては、これら取り組み項目の継続について検討します。

また、限られた職員数の中で、分権時代に相応しい人材を育成し有効活用を図るため、効果的な職員研修等の実施による職員の能力開発と人材管理を推進し、高度、多様化する町民ニーズに対応できる柔軟かつ機動的な行政組織機構の確立を図ります。

②健全な財政運営

最小の経費で最大の効果が得られるよう効率的な財政運営に努めるとともに、第5次総合計画のまちづくりプロジェクトに掲げた各施策を着実に推進するため、国県支出金や地方債など各事業に充てるための特定財源の有効活用のほか、投資的経費の計画的な執行を確保するため、毎年度、実施計画に基づき当該年度を含む3年間の財政計画を策定します。また、この計画については、直近の財政状況を勘案しながら、毎年度必要な見直しを行っていきます。

なお、資金調達手法の多様化に対応するとともに、町民の行政への参加意欲の高揚を図り、協働のまちづくりを推進するため、「住民参加型ミニ市場公募債」の発行について研究していきます。

③自主財源の確保

町税の公平かつ適正な課税に努めながら、町民の納税意識の高揚と収納率の向上を図るために、納税組合の育成や口座振替制度の積極的な推進とともに、コンビニ収納など納税機会の拡大について検討し、自主納付の充実を図ります。

さらに、負担の公平を課題として、滞納者に対しては、延滞金の徴収、滞納処分の執行等を行い、滞納額の縮減に努めます。

また、ふるさとへの想いを寄せ、本町の進めるまちづくりに共感していただける町内外の人々からの寄附を募り、その寄附金を活用して住民参加型のまちづくりを推進するため、平成20年3月に制定した「石川町ふるさとまちづくり応援寄附条例」の積極的なPRに努めるほか、町の財政状況を鑑み、今後も継続して新規財源の研究を行っていきます。

④窓口サービスの充実

窓口業務において迅速かつ正確に町民のニーズに対応できるよう、業務の電算化を更に推進するとともに、個人情報の保護に努めます。

⑤庁舎建設の促進

庁舎は、築53年が経過し老朽化が著しく、さらに分散していることから、町民サービスの向上と効率的な事務処理を図るため、庁舎について検討します。

【主な実施事業】

- ・石川町集中改革プランの推進
- ・職員の能力開発と人材管理
- ・財政計画の策定、見直し
- ・収納方法の検討
- ・「住民参加型ミニ市場公募債」発行の研究
- ・新規財源の研究

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画策定時 (H19)	前期目標値 (H25)	後期目標値 (H30)
経常収支比率	投資的経費の計画的な配分	%	91	87	85
収納率	収納率の向上	%	97.30	98.00	98.50
町職員数	効率的な行政運営	人	181	150	150
戸籍の電子化	窓口サービスの向上	%	0	100	

（４）広域行政・地方分権の推進

【現状と課題】

今日、交通網の整備や情報通信網の発達により、通勤・通学に限らず医療や消費生活など町民の日常生活における生活圏は、行政区域を越えて広域化しています。一方で生活様式の変化に伴い、行政に対する町民の要望もまた複雑多様化しています。

本町では、このような生活圏の拡大や行政需要の多様化に対応し、サービスの向上と効率的な行財政運営に向けて、消防、ごみ・し尿処理、火葬場などについて広域事業の推進を図っています。また、3市6町3村で構成している郡山地方広域市町村圏組合においては、広域的視点からの計画を策定し、広域行政の推進に取り組んでいます。

今後は、引き続き従前の取組みを推進するとともに、地方分権の流れの中で新たな広域の行政需要に効率的に対応するため、関係自治体との連携を強化し、広域的視点に立ったまちづくりをより一層推進していく必要があります。

さらに、町民と行政の協働によって、町の個性を反映した特色あるまちづくりを進めていくため、積極的に地方分権の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

広域的な行政課題に効率的に対応するため、関係自治体との連携を強化し、広域的な視点に立ったまちづくりを進めます。

また、地方分権の流れの中で、国・県からの権限委譲を推進するとともに、それに対応できる専門的知識や政策形成能力を有する人材の確保・育成に努めます。

【施策の概要】

①広域行政の推進

地方分権の推進と町民ニーズの把握に努めながら、圏域住民に対する広域的なサービスの提供と広域的な課題に対応するため、関係市町村と連絡調整機能の充実を図るなど連携の強化に努めます。

②権限移譲の推進

町の自己決定権の拡充を図り、町民が広く参画する真の地方自治の実現をめざし、国・県から町への権限移譲が推進されるよう努めます。

③人材の確保・育成

権限移譲に伴い必要とされる高次の専門的能力、政策形成能力を有する職員の確保・育成に努めます。また、国・県、友好自治体、近隣自治体間の職員交流を進めます。

【主な実施事業】

・ 広域行政の推進 ・ 職員研修の充実

第2章 まちづくりプロジェクト

人と森と土をつくるプロジェクト

1 ねらい

石川町の資源であり魅力である「自然」を活かすことが大切です。

このプロジェクトでは、「人・森・土をつくる」ことを主眼に、有機物資源の活用と循環型システムの構築により、良い堆肥をつくり、その堆肥により良い土をつくり、その土により安全・安心な作物を育て、その作物を食し健康な体をつくる。このように、土と食物と命の有機的な結び付きによる地域連携機能の充実や高齢者の生きがいを創造する施策を進めます。

2 中心となる事業

① 有機物リサイクル施設を活用した土づくり及び農地・里山の景観保全

- ・有機物資源を活用するための有機物循環の構築を図ります。
- ・森林の資源を再認識し、森林資源の再循環を進め里山の再生を図ります。
- ・堆肥を活用した土づくりによって、おいしい農作物の生産を進めます。

② 食の循環による健康増進・生きがいきづくり

- ・直売機能を中心とした道の駅の整備や地域直売機能の育成により、おいしい農産物の販路拡大を図ります。
- ・おいしい農産物の生産によって、新たな産業振興と高齢者の生きがいきづくりを進めます。
- ・地域農産物の地産地消の推進によって、田舎料理の再発見と食生活の向上による健康増進を図ります。

お ら ほ ORAHOのまちづくりプロジェクト

1 ねらい

このプロジェクトは、住民による主体的なまちづくりを推進するため、平成19年度に策定した「地区まちづくり計画」の実行組織など、地域自治の仕組みを構築するとともに、持続可能な地域自治制度の確立をめざし取り組みます。

2 中心となる事業

① 基本理念の形成

- ・ 地域住民との意見交換等を通して、地域の現状や課題を把握するとともに、地域が担うべき役割を明確にしながら、地域自治の基本理念を形成します。
- ・ 住民による住民のためのまちづくりを目指すため、地域自治基本条例の制定を検討します。

② 地域自治に向けた仕組みづくり

- ・ 本町に相応しい地域自治組織の提案を行います。
- ・ 地域自治組織の運営に携わる人材の育成と人的支援体制（例：職員サポーター制度等）の整備を図ります。
- ・ モデル地区を指定し、地域自治活動を試行することで、問題点等の検証を行います。

③ 地域自治の拠点づくり

- ・ 地区公民館を地域自治の拠点と位置付け、機能の強化を図ります。

④ 地域自治のための運営資金の確保

- ・ 地区まちづくり計画実践のための支援制度を整備します。
- ・ 新たな「地域自治交付金制度（仮称）」を構築します。
- ・ 地域自治活動に必要な資金づくりについて検討します。

⑤ 持続可能な地域自治制度の確立

- ・ 地域自治の実践と検証を行うことで、持続可能な制度の確立を目指します。
- ・ 第5次総合計画で策定した、地区まちづくり計画についての進行管理を行います。

子育て夢プロジェクト

1 ねらい

子どもが「夢」を持ち、子育てに「夢」が持てる「みんなで支える社会づくり」の理念のもとに、町や地域における様々な育児支援策の検討や企業における子育てに理解のある雇用環境づくり、男性の育児参加等に重点的に取り組むほか、次代の親づくりの視点を取り入れ、子育て・子育て環境づくりを推進します。

2 中心となる事業

①地域の子育て応援事業

- ・「子育て応援団」の組織化
子育て支援に協力できる一般町民や元保育士、元教師等の経験者を広く公募することにより「子育て応援団」を組織し、子育て支援事業全般にわたり、育児のサポートを行います。
- ・子育て支援サロンの開設
公共のスペースや空き店舗等を活用し、子育て中の親子や地域住民がともに集い、子育ての情報交換やボランティアによる育児相談ができる場を開設します。

②子育て世代応援事業

- ・子ども一時預かりサポート事業
育児中の母親の心身のリフレッシュやその他急用の際に、地域のサポーター等による子どもの一時預かりサービスを行います。
- ・子育て支援事業
保育所、児童館、幼稚園などの児童を養育する子育て世代への支援制度を構築します。
- ・放課後子どもプラン
小学校低学年の児童が、放課後安心して過ごすことのできる環境づくりに努めます。

③子どもの健全育成応援事業

- ・子どものこころと体の健康づくり
子どもの健康づくりを支援するため、従来の母子保健事業等を拡充し、子どもの健全な育成を図ります。
- ・親育ち、子育てセミナーの充実
共働き、核家族化が増える傾向の中で、両親による育児は益々重要となっています。母親と同様に父親のためにも育児講座を行い、性別による固定的な役割分担の意識を払拭するとともに、子育てへの理解と関心を高め、家庭や地域の養育力の向上を図ります。

④子育てしやすい雇用環境整備事業

- ・ワーク・ライフ・バランスキャンペーン
育児休暇制度や子育て中の多様な働き方を推進するため、女性団体や子育て支援組織と連携し、企業訪問等により優良な雇用環境づくりを進めます。

ふるさといしかわ人づくりプロジェクト

1 ねらい

子どもたちが「いしかわ」を愛し、未来に夢を持って生き抜く真の学びの育成をめざします。そのため、多様な活動が可能な学校教育環境を整備するとともに、町内の小学校・中学校・高等学校における、児童・生徒間交流等を中心とする連携教育を推進していきます。

さらに、学校教育と生涯学習の融合を図り、地域間、世代間交流等の場として、学校施設を整備し、活用できるよう進めます。

2 中心となる事業

① 郷土教育の推進

- ・町や地域が持つ歴史、伝統、文化などを大切にしながら、ふるさとを愛し、ふるさとを誇れる郷土教育の推進を図ります。

② 小・中・高校教育の連携

- ・町内の保育所等と小学校1年生との交流活動を実施し、幼児から児童への発達過程で生じる諸問題の解消を図ります。
- ・町内小学校6学年すべての児童の交流活動並びに中学校教師と小学校教師との協力授業による学習活動を展開し、小学から中学へかけての青年期特有の違和感から生じる諸問題の解消を図り、児童・生徒に確かな学力が保証できるようにします。また、子供の進路指導も踏まえ、高校、中学校の教員による連携を進め、授業研究等を継続します。
- ・異年齢、異校種の児童を対象として各種交流学習を実施し、社会性や道徳性及び対人関係能力の向上を図ります。
- ・子どもの発達段階に応じた勤労観や職業観を育てるため、人の生き方の教育の実施と企業との連携を図ります。
- ・学校教育の推進において、地域の人材の活用や生涯学習との連携を図り事業を展開します。また、学校施設を活用した各種事業を実施します。

③ 学校の統合、施設の耐震化の推進

- ・子どもたちの多様な学習機会が提供できるようにするとともに、安全安心な施設の利活用を図るため、施設の耐震化、整備集約及び学校統合を進めます。

さくらの郷づくりプロジェクト

1 ねらい

今出川、北須川沿いに連なる1,000本を超えるさくら並木、地域に美しい花を咲かせる一本さくらなど本町のさくらは、町民の誇りであるとともに憩いと安らぎを与えてくれる大切な宝です。

このさくらを有効に活かしたプロジェクトを協働により取り組み、人が、まちが、そして地域が元気になる施策を進めます。

2 中心となる事業

① さくら保全・管理事業

- ・地域にさくらボランティア等を組織し、行政との協働により、地域住民が主体となるさくらの保全・管理を進めます。
- ・講習会等の開催により、さくらに関する専門知識を備えたサポーターを育成し、さくら保全活動を支援できる体制を整備します。
- ・樹齢60年を超え老木となっている今出川・北須川の兩岸の桜を中心に、樹勢の回復を行います。

② さくらの杜づくり事業

- ・地域住民の声を基に、新たなさくらの名所づくりを進めます。
- ・さくらの植樹、保全・管理、桜を活かした地域づくり等を進めるためのネットワークづくりを行います。
- ・江戸時代に石川町の市街地が「桜谷」と俳句に詠まれていたことから、市街地を中心にさくらの植栽、保全・管理を進め、「さくら谷」の復元を目指します。

③ さくら人交流事業

- ・本町のさくらや名所・旧跡等の案内人の育成及び組織化を図り、来町者へのもてなしの心を向上させ、交流人口の増加を図ります。
- ・さくらに関する様々な情報を発信し、本町への誘客を図ります。
- ・4月を「さくら月間」として位置付け、町内外の方がさくらを楽しむことができるイベント等を開催します。

④ 特産品開発事業

- ・さくらを活用した商品等の開発を進め、新たなさくらの魅力を創出し、本町の活性化を図ります。